

建設水道委員会記録

○開催日時

平成25年12月13日 午前10時～午後2時31分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長 福田 俊一郎
副委員長 小田原 勇次郎
委員 上野 一 誠

委員 橋口 博文
委員 大田黒 博
委員 持原 秀行

○その他の議員

議員 谷津 由 尚
議員 下園 政 喜

議員 森 満 晃

○説明のための出席者

建設部長 泊 正 人
建設政策課長 本野 啓 三
建設整備課長 四元 新一
建設維持課長 永田 一 朗
都市計画課長 山下 裕
景観グループ長 高山 和 人
天辰区画整理推進室長 川 畑 稔
入来区画整理推進室長 堀ノ内 美 年

建築住宅課長 今井 裕 介
主 幹 福島 和 朗
用地課長 植村 豊

水道局長 落合 正 浩
水道管理課長 元石 功 一
上水道課長 福山 清 和
下水道課長 須田 徳 二

○事務局職員

事務局長 田上 正 洋
議事グループ長 瀬戸口 健 一

議事グループ員 上川 雄 之

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第159号 薩摩川内市温泉給湯管理条例の一部を改正する条例の制定について	水 道 管 理 課
議案第160号 薩摩川内市工業用水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について	上 水 道 課
議案第161号 薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第162号 薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第163号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第170号 平成25年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算	
議案第171号 平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算	
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第164号 薩摩川内市上甑地域戸別合併処理浄化槽条例の一部を改正する条例の制定について	下 水 道 課
議案第165号 薩摩川内市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第166号 薩摩川内市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第167号 薩摩川内市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第168号 薩摩川内市地域下水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第172号 平成25年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算	
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 政 策 課
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建 設 整 備 課
議案第154号 市道路線の認定について	建 設 維 持 課
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
(所管事務調査)	都 市 計 画 課
議案第173号 平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算	天辰区画整理推進室
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第174号 平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算	入来区画整理推進室
議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	

議案第 1 5 5 号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	建 築 住 宅 課
議案第 1 5 6 号 財産の取得について	
議案第 1 5 7 号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 5 8 号 薩摩川内市営住宅等の指定管理者の指定について	
議案第 1 6 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	
議案第 1 6 9 号 平成 2 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	用 地 課

△開 会

○委員長（福田俊一郎）ただいまから、建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんけれども、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（福田俊一郎）それでは、水道管理課・上水道課の審査に入ります。

まず、水道局の審査に先立ち、局長に概要説明を求めます。

○水道局長（落合正浩）おはようございます。

水道局でございます。

水道局の提出議案につきまして、その概要は、一般議案が１０件、補正予算議案が特別会計３件と、それに関連する一般会計補正であります。

まず、一般議案１０件は、来年４月１日からの消費税の税率改正に伴う条例改正が８件と富士通撤退に伴う工業用水道事業設置条例の廃止条例及び小倉簡易水道の水道事業への統合に伴う条例の改正であります。

次に、補正予算につきまして、特別会計では簡易水道事業と公共下水道事業において消費税額確定に基づく補正を、温泉給湯事業では、職員手当等の補正をそれぞれしようとするものであり、一般会計におきましては各特別会計への繰出金の補正であります。

詳細につきましては、各課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

△議案第１５９号 薩摩川内市温泉給湯管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第１５９号薩摩川内市温泉給湯管理条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）おはようございます。

水道管理課でございます。

それでは、議案第１５９号温泉給湯管理条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりでは１５９－２ページになります。説明につきましては、議会資料を提出しておりますが、議会資料の１ページで説明をいたします。

平成２６年４月１日に施行される消費税の税率改正に伴い、温泉給湯の料金と負担金を改正するものでございます。

現行と改正後の比較表でお示しをしておりますが、まず、現行の負担金につきまして、消費税の表示がございませんでしたので、改正後においては消費税及び地方消費税を含むに改正をしております。

また、料金につきましては、現行が消費税の税率を１００分の１０５というふうに記載しておりましたが、改正後におきましては、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた額というふうに改正をいたしております。これは、今後、消費税の改正が予定されていること等を踏まえた文言表現としたものでございます。

最後に、祁答院地域の分湯量及び使用料につきまして、現行の条例の中では契約者名を個人名、旅館名等で条例の中で規定をしておりましたが、これについては、過去に監査委員のほうから指摘を受けております。これにつきまして、今回、契約者名を削除し、分湯量と使用料の表に改めたものでございます。

以上が、議案第１５９号薩摩川内市温泉管理条例の一部改正でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本決算を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第160号 薩摩川内市工業用水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第160号 薩摩川内市工業用水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第160号について、説明をいたします。

議案つづりの160－2ページをお開きください。

御承知のとおり、富士通が撤退することから、富士通専用の工業用水道事業を経営しておりましたが、今回、これを廃止するというものでございます。平成26年4月1日施行というふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎） 趣旨には、もう全く異を唱えるものではありません。一応、若干の補足説明をお願いしたいのですが、今後の工業用水――今までも説明をされたと思うんですが、工業用水の管理のあり方、そして、今、工業団地ということでの協議が、更地にして購入するという市側との協議を進めておられる状況ですが、企業が立地したとした場合に、工業用水として、また、再開するようなめど、そこらあたりの分岐点ですね。収支の分岐点等を教えていただければと思うところであります。

○水道管理課長（元石功一） 維持管理につきましては、動力はもう切っておりますが、あと浄水場のほうに到来、富士通のすぐ近くの道路の上のほうに浄水場がございますが、その管理をするための電源は、そのままにしております。あと管理につきまして、ちょうど富士通の場所も目立つところでありまして、そういった除草作業につきましては、今後も管理をしていくというふうに考えております。

あと、今後、企業が来た場合ということなんですが、今、富士通につきましては、1日1,500トンといった数字、使用料で契約をさせていただいておりました。今後、新しい企業が来たときに、この工業用水道の公営企業として事業を運営していく最低ラインということで、1日1,000トン、そういった企業が来ないと、なかなか工業用水道事業として経営をしていくことは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（小田原勇次郎） 最後に、もう1点だけ、今後は一般会計で維持していかれるということなんでしょうけれども、その施設そのものを、企業がある程度めどがたった時点で、その施設について廃止するというような廃止の判断時期、どの程度まで今の施設を最長でも引っ張って維持していかれるお考えがあるのか。そこだけ、ちょっとあと1点だけお聞きしたいと思います。

○水道局長（落合正浩） 今回は富士通専用の条例を廃止という形になります。理想としますのは、富士通に匹敵するような企業が来て、また、引き続き工業用水企業会計ができればいいんですけども、それも非常に難しい状態です。

お尋ねのように、今後の処分、撤去とかいうのも含めた判断時期はいつかということですが、当面はですね、今、言いましたように周辺整備、環境整備程度におさめながら、あの団地がどのように使われるかということの判断があったときに、それはなされるものだろうというふうに理解をしているところでございます。

いずれにしても、今後は、今、言いますように機器の更新ということもありますので、今の形で、そのまま使えるかということ、それも非常に難しいところがございますから、今後の団地跡地

の利用が、ある程度、決定した時点では、そこはしっかりと判断しなければいけないと、そういう時期になるだろうというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

○委員（上野一誠）ちょっと、もうさきの議会で、私のほうも確認しているから、あえて質問はしないつもりだったんですが。1点、やっぱり意見・要望として申し上げておきたいことは、さきの委員会の内容では、取り扱いが、1日1,000トン以上ないと工業用水としては運営が難しいという話をされて、場合によっては壊すと。壊すという表現があったので、私は市長にですね、この意見は求めました。「市長、水道局は、こういう話をするんだが、市長としての考え方は、それでいいのか」ということで確認をさせていただきました。

「そげなふうなことを言うだけ」という話ですけども、市長は、仮に企業誘致をするとするならば、やっぱり、あの水を生かしてほしいという話をされているんですね。ですから、やっぱりきれいな水が出るので、それは最大生かさないかんという思いがあって、立地企業の一つの条件として非常にいい条件だという話もされたんです。

ですから、これはですね、今の所管課としての気持ちはわかるんです。その工業用水としての、やっぱり企業会計としてね。それはよく理解するんですが、取り扱いはですね。今後、もう壊してしまえば終わりなので、十分、その判断においては慎重な取り扱い——億というお金をかけてつくってますので、やっぱりそれは十分慎重なる。一つの跡地の活用はですね。もちろん局長が言うように、立地の企業体によって、いろいろあるでしょうから、それを含めて十分生かしていただくような、ほかでも扱えないのかどうかも含めるんですが、生かしていただけるような慎重な取り扱いを意見・要望として申し上げておきたいと思います。

何かあったら答弁を。

○水道局長（落合正浩）企業運営の立場として、我々は回答させていただきましたので、政策的に、あれをどういうふうに生かすかというのは、今後、やっぱり大きな判断になってくると思います。私たちが、みずから勝手にということではなくて、今の現在の立場としての発言をさせていただきますし

た。当然、本市発展のためにですね、やっぱり有効活用できる方策というものは今後も検討していかなければならないというふうに考えてるところでございます。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第161号、議案第162号

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第161号及び議案第162号の議案2件を一括議題といたします。

これらの議案2件については、消費税の税率改正に伴う条例改正でありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごと討論・採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第161号それと議案第162号、水道料金とそれから給水負担金につきまして、平成26年4月1日から消費税の税率が改正されるため、今回、改正をしたものでございます。

議案つづりの161-2が簡易水道、162-2ページが上水道でございます。

現行の料金及び給水負担金は、税込み表示としておりましたが、今回の改正におきまして、税抜き表示に変更をいたしました。これは、今後、消費税の改正が予定されていること、それから、料金値上げと混同されることを避けるよう考慮した

ものでございます。

料金表につきましては、簡易水道、それから、上水道とも同じ料金表でございます。具体的に、どういうふうに変更になるかということで、議会資料のほうで御説明をいたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

ここに現行5%と、改正後8%の料金をお示してございます。まず、一般家庭の13ミリの水道メーターのところにつきましては、10トン使用したときに現行で1,250円。8%に改正されますと1,280円ということで、30円の消費税分のアップでございます。

一般家庭では、平均的に月20トンぐらいお使いになりますので、20トンの場合、現行が2,350円。消費税8%になりますと2,420円ということで、70円ほどの値上げといったことになります。

2番目の給水負担金でございますが、現行の13ミリが、現行6万円が8%になりますと6万1,720円ということで、1,720円が消費税3%のアップ分でございます。

隣の3ページは水道事業でございますが、料金及び給水負担金が全く同額でありますので、表も全く同じでございます。料金も全く同じでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） 討論・採決については、1件ごとで行いますけれども、質疑につきましては、議案第161号、議案第162号、これを一括で議題といたします。

質疑を行います。

それでは、御質疑願います。

○委員（持原秀行） ちょっと教えてください。

給水負担金なんですが、これは1市4町4村合併して、それぞれ給水負担金がないところやら、あったわけですよね、今まで。

旧川内市の場合には、きちんと給水負担金13ミリから、それぞれ取っておって、ある程度統一するときに、一旦、下げられた経緯もあるんですが、消費税が8%になったから上げる。その前の3%の時代から5%になったときに、こうなったんですかね。

私は、これはあくまでもやっぱり消費税の中の

範疇に入るのかどうか、給水負担金ですね、そこをちょっと教えてください。

○水道管理課長（元石功一） 給水負担金が消費税の課税対象になるのかどうかという、そういった御質問だと思うんですが、給水負担金も消費税法が適用される課税課目に該当するというので、今回、5%から8%に値上げた分について加算したところでございます。

○委員（持原秀行） この負担金については、それぞれ賛否両論あるわけで。出てくる企業にしても大きなのを100ミリですれば740万円とかですね、相当な負担になるわけですね。こうすれば、やっぱり県内の状況とか、そういうところを調べられた結果、今こういう、現行になっていると思うんですけども。この負担金という、この金額設定自体は妥当なところなんではないかな。

○水道管理課長（元石功一） 先ほど旧川内市というお話がありましたので、旧川内市のことについて、若干お話をさせていただきたいと思えます。

合併前の旧川内市におきまして、こういった水道料金と給水負担金がセットになって水道事業会計を運営してまいりました。平成4年に水道料金の、旧川内市で改正をしましたが、この水道料金を改正するときに、水道料金で幾ら収入があって、それから給水負担金で幾ら収入があってということで財政計画を立て、そういった拡張事業に対応するために平成4年に水道料金、それから、給水負担金を改正したところでございます。

その給水負担金には、どの部分を賄ってもらかということで、拡張のときに企業債等、借り入れをしますので、その起債の利子相当額に当たる分については、これは給水負担金で賄おうといった考え方で、当時、料金改定をしているところでございます。

拡張も進んでおりますが、全国的に見ればですね、やはり給水負担金、あるいは水道加入金といった形で、どこの事業体も、そういった形で徴収をしている、新しく水道をとる方については、そういった負担金、あるいは加入金をいただいていると、そういったことが現状でございます。

○委員（持原秀行） 数値的なものとして比較とか、できるような資料が提示されたら参考になると思うんですが。何かもし、後日、機会があると

きに、それらを、ちょっと県内の状況とかですね、出していただきたいんですが。

○水道管理課長（元石功一）県内の事業体の、そういったものについては、資料として出せるというふうに考えております。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

それは、この議会中に出せるということで、よろしいですか。

○委員（持原秀行）はい、わかりました。

○委員長（福田俊一郎）それで、よろしいですね。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

それでは、委員外議員からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑がないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

まず、議案第161号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第162号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第163号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第163号薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○上水道課長（福山清和）おはようございます。

議案つづり163-1ページをお開きください。

議案第163号薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本市は、現在1上水道事業と25簡易水道事業及び2飲料水供給事業を運営しておりますが、経営の自立、合理化を目指した国の水道ビジョンに基づき、本市水道ビジョンを作成して、平成28年度には、本土地区を1上水道事業、甕島地区を2簡易水道事業に事業統合することとしております。

水道ビジョンの事業統合計画に基づき、祁答院簡易水道の統合をはじめ平成23年4月には、川内、樋脇、入来、東郷の上水道事業を1事業に事業統合したところであります。

今回、小倉簡易水道事業地域についても、本市水道ビジョンに基づき事業運営及び施設管理の合理化を図るとともに、安全で安心した水道水の供給をはかるため、小倉簡易水道事業を薩摩川内市水道事業として事業統合しようとするものであります。

建設水道委員会資料の1ページをお開きください。上段の図面は本土部の給水区域を示しております。丸で囲んであります小倉簡易水道区域が、上水道事業に統合されますと、小倉簡易水道事業が廃止され、上水道の区域が広がることとなります。

下の部分拡大図をごらんください。統合後の事業としましては、小倉簡易水道の水源及び配水池を廃止し、現在、緊急用として高城川に架かる須崎橋に布設してあります連絡管を配水管（口径

１００ミリ）として利用し、上水道区域から小倉地区に水を供給する計画であります。

また、配水池のすぐ近くにあります高台の２軒は、水圧が不足するため小型のポンプを新設し給水する考えであります。

次に、条例改正の内容を説明いたしますので、議案つづり、その１の１６３－２ページをお開きください。

今回、提案いたしました薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、第１条で、第２条第２項第２号中の給水人口７万９、８００人を、８万１００人に改め、同項第３号中の１日最大給水量３万２、７００立方メートルを３万２、８００立方メートルに改めるものであります。

第２条において、薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部改正では、別表中、川内地域の部から小倉簡易水道事業の項を削ろうとするものであります。

また、附則で、この条例の改正につきましては、規則で定める日から施行したいと考えております。

以上で、議案第１６３号の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠） ちょっと議案の取り扱いを少し確認させてください。

これ、上水道と簡易水道の事業統合ということで、平成２７年度から、そういう動きになるんですが、甌、小倉簡易水道を上水道、するというのは、いわばそことの整合。特別にやるんですけれども。議案上、そことの関係というのは、どういうふうに取り扱いを理解しておけばいいんですか。

○上水道課長（福山清和） 小倉簡易水道を一応、今回やるというのは、本来ならば平成２７年度に全部、資産台帳整理が済みまして、平成２８年度からの事業統合になるので、一遍にやるのが理想なんですけれども。まず、小倉の水源の問題がございまして、平成２４年度の段階で地元からの要望がございまして、一応、何回か協議をしたわけですが、塩分濃度が上がってきているというのがありまして、水道法の基準の中には入っているんですけれども、宅内のボイラーがちょっと傷みが

早いとかですね。そういう話がありまして、できれば、できるだけ早く切りかえてくれという相談がございましたので、昨年度に一応、補正予算をとって、すぐ認可のための手続をとって、今年度、事業認可の申請をする下準備を、今しているところでございます。

それで、一遍にするものと比べて、今回は別途にお願いしたいという形になります。

○委員（上野一誠） 事業統合によって、この小倉簡易水道が持っていた起債、そういうものは、状況はどうなんですか。

○水道管理課長（本石功一） 小倉簡水につきましては、ちょっと今、手持ちの資料を持っておりません。

○委員（上野一誠） そこの取り扱いが今後ですね、やっぱり財政処置の仕方が。事業統合するに当たって、ポイントになるもんですから。あえて事前に、こういう質問もしているんですけど。ということは、塩分というか、硝酸性というか、そういう水の状況が悪いので、特別に急いで、上水道にしなきゃいけないと、そういう提案であるというふうに理解していいんですか。

○水道管理課長（元石功一） 今ほど、そういった事業統合をする簡易水道の起債の関係、御心配をさせていただいておりますが、前回、木場茶屋簡易水道を水道事業に事業統合をいたしました。

木場茶屋簡水は、起債はございませんでした。あとの全体の簡易水道が持っている起債の残高というのが２０数億円ございます。その２０数億円のうち、小倉簡易水道が幾らあるか、ちょっと把握をしておりますが、本土地域が１０億円、甌地域が１０億円、合計２０億円ちょっとだったと考えております。

事業統合をするとき、１０億円の、そういった借金がある、そういうのを水道事業に事業統合するといったことで御心配をされているというふうに思っておりますが、それにつきましては、今後、財政当局と、そういった１０億円の借金を水道事業が全て賄うのかどうか、その辺について、今後、財政当局と協議をしていきたいというふうに考えております。

○委員（上野一誠） このことは、私も新たな場で一応、やっぱり主張もしたいと思っているんですけれど。結果的に今、水道局の年間の余剰金と

いうのは、やっぱり収益として５億円ぐらいを持って、過年度分を使ってローリングしているわけですね。したがって、まさに運営としては余裕がない。だから、そういう中で、やっぱり簡易水道の、仮に２０億円が統廃合をした場合にですね、これを上水道にかぶせる、ということは、これは莫大な水道料金の値上がりにつながっていくということは、もう明らかだと思いますね。

したがって、このことはですね、十分統廃合に当たっては、財政当局がしっかりこれを、いわば応援するというか、手だてをしていかないと、やはりこれは厳しい状況になると思います。

ですから、平成２６年度の中で、いろいろ、この統廃に向けた議論もされるでしょうから、やっぱり十分、この簡易水道の持つ起債、あるいは上水道の持つ起債等を踏まえると、やはりその統廃時に、やっぱりしっかりとした財政措置がされないですね、これはなかなか厳しい。それは改めてまた、私は場を得て質問したいと思いますけど。

小倉の場合は、今、起債はわからないと、多分、概で１０億円持っていたらですね、何らかの、やっぱり起債を持っているんじゃないかなというふうには推定ができますけれど、それが水道料金にはね上がらないようにですね、やっぱりしていただきたいと思いますね。

○委員（小田原勇次郎） 今の上野委員の質疑に関連してですが、小倉の起債部分については、上水に事業統合はしたとしても、その起債を現段階において精算する必要はなく、今のところは平成２８年度の全体統合の中で一括処理をするという認識でおってよろしいわけでしょうか。

○水道管理課長（元石功一） その辺の詳細につきましても、今から財政のほうと協議をいたしますので、平成２８年度の事業統合で一括してやるのか、それとも前倒しにした、そういった小倉の簡水については、前倒しで、それもやるのかですね、その辺についても今から、そういった協議の場をつくっていききたいというふうに考えております。一括でやるか、前倒しでやるか、そこはまだ、今から検討していきたいというふうに思います。

○委員（小田原勇次郎） 理解をいたしました。小倉の簡水の起債の部分については事業廃止をしたとしても、即座に返済をしなければならないとか、そこあたりの疑問は生じないという理解で

よろしいんですね。

○水道管理課長（元石功一） そのとおりでございます。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。
これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 討論はないと認めます。
これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 御異議ないと認めます。
よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第１７０号 平成２５年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） 次に、議案第１７０号平成２５年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、議案第１７０号平成２５年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算について御説明いたします。補正の内容につきまして説明いたしますので、補正予算書の７５ページをお開きください。

歳出のうち、１款１項１目一般管理費におきまして、公課費を９８万２、０００円減額するものでございます。これにつきましては、消費税の納税額の確定により減額するものでございます。

次に７６ページになります。３款１項１目元金については、財源調整を行ったものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。前のページになります、７３ページでございます。

６款１項１目一般会計繰入金２６１万７、０００円を減額するものでございます。歳入歳出補正予算に伴い、一般会計繰入金を調整した

ものになります。

74ページになります。8款2項1目雑入163万5,000円増額するものでございます。消費税の納税額の確定に伴い、消費税の還付が生じたため、今回、補正をするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第171号 平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第171号平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第171号平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算について御説明いたします。

歳出から説明いたします。同じく84ページをお開きください。1款1項1目一般管理費のうち、職員手当20万円増額するものでございます。これは、新公衆浴場建設に伴い、地域住民の方々の意見集約を目的に地元で説明会を開催しておりますが、その経費でございます。

前のページになります。83ページでございます。歳入について説明をいたします。3款1項

1目一般会計繰入金20万円の増額でございます。歳出の増に伴う一般会計繰入金の調整でございます。

以上が議案第171号平成25年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、水道管理課分について御説明をいたします。同じく補正予算書の39ページをお開きください。4款3項1目水道費241万7,000円減額するものでございます。説明欄に記載してございますが、今回の簡易水道事業特別会計へ補正、それから、温泉給湯事業特別会計への補正がございましたので、それに伴う簡易水道事業会計への繰出金の261万7,000円の減額、また、温泉給湯事業特別会計への繰出金20万円の増額でございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
次に委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。
ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）それでは、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（大田黒 博）1点だけ教えてください。
祁答院においては、水道の管きよの図面がないということで、随時復帰していくということだったんですけど。実は、昨年、料金等が改正されて、漏水において水道局の方々が判断される材料ですかね、そういうのは、どういうのが基本的にはあるんですか。

○水道管理課長（元石功一）漏水についてのお尋ねなんです。まずは検針員さんが気づく漏水、それから一般の方が気づかれる漏水というのがございます。宅内についてはですね、検針員の方が2カ月に1回、メーターを検針されますので、漏水があればですね、そこで使用者の方に漏水があるかもしれませんのでということでお知らせをしているところでございます。

メーターを見ていただきますと、パイロットというのがございますので、そこがくるくるくる回っていると、そういった状態であればですね、水を使っていないのにどこか水が漏れているということで使用者の方に、ひょっとしたら漏水がありますよといったことで、お知らせをしていると、そういった状況でございます。

○委員（大田黒 博）基本的なものなのでしょう

うけれども、検針者が、その月のメーターが上がっておけば、漏水だろうと思って依頼されるわけですね。そこには、何か洗濯水の使用が少し多くなったか、用途の確認をしなきゃいけませんよね。それはそれとして、事情を聞けばわかるんでしょうけれども。水道局自体で、そういうのを含めてですね、用途が、そんなにないのに、水道メーターが上がっている中で、クエスチョンマークでされるわけですね。そういうのを高齢者にとすると全くわからないような状況であるんであって、検針者の方々が気をつけていただければ、漏水はわかるんでしょうけれども、祁答院あたりにおいては、そういう配管の図面等がなければ、特に大変なんだろうなと思っておるんですけども、その対策は、何かないものなんでしょうか。

○水道管理課長（元石功一）毎回の検針時にですね、前回の使用水量のデータがございまして、そのデータと比較して2割以上多く出ておれば、そういったメッセージが出るようになっています。そこで使用者の方がいらっしゃれば、今回、ちょっと水道がたくさん出てますが、何かお使いになりましたかとか、そういったことを確認しながら、検針をしていると。それとあと、検針が終わった結果、そういったのをもう1回チェックをします。そういうものがあればですね、職員が個別に聞き取りに行く。あるいはメーターを、もう1回確認に行くといったことで、特に漏水でないかと思われる、そういった世帯については、職員も検針の後、個別に訪問をしてですね、確認をしながら漏水対応については対応しております。

○委員（大田黒 博）祁答院では本管があって、それから出ているのにおいては、どこがどういう形で出ているかわからないわけですね。ただ、漏水においての、その感知器というのはあるんですかね。その漏水しているなというのをキャッチする機械はあるんですか、ないんですか。

○上水道課長（福山清和）漏水につきましては、例えば、配水池の水位がどんどん下がるとかいう形になりますと、どこか本管の大きな漏水だろうということである場合と、それから、ポンプの故障によって、上に水が上がらない、そういう場合もありますし、ポンプもまともなんだけど、送水管、要するに配水池まで行くところが割れて入らないという、そういういろんなパターンがあるん

ですが。今おっしゃる宅内の漏水関係につきましては、メーター器の手前で、大体、先ほどありましたパイロットメーターの関係があるんですけれども、その2次メーター器までを1次という形で、本管からメーターまでを1次、メーターを過ぎてから宅内で使われる分を2次という形で考えていただいて、2次の場合にはパイロットメーターで見るしか方法はありません。

だから、1次側については、現在、メーター器の手前までの漏水については、水道局の水を、向こうは料金、払わないけど、こちらは損をするので、減免の対象にはもともとならないところですので、そこまでは、うちが見つけた場合は修理をしております。道路であろうと、メーター器の手前までは。ただ、2次側につきましては、その方の所有物になりますので、漏水が減免できる場所と減免できない場所がございますので、例えば、目に見えるようなところで水をたらして——それは自分の過失であった場合、そういうものは減免の対象になりませんし、見えないところ、地面の中とか。そういうところで漏れていて気づかなかったという場合の、そういう場合は現場に行って確認をした後に給水工事店の方、工事をされる方、そこの確認をした上で漏水減免の対象になるとすれば水道管理課のほうに言って、水道管理課のほうで減免対象の処理をするという形になります。

それと今、お聞きしました、どこがわからないというのは耳で聞く機械があります。ただ、それはなれないと難しいということと、車の騒音とか、そういう形をカットするような性能のよくなっているものもあるんですが、なかなか難しい。だから、それは主に配水管の道路の中の漏水等に使っております。どうしてもわからないという形があった場合には、こちらで行って確認することは可能ですけれども、個人の宅内に関しては業者さんのほうに、その運用ができるような方々、一時的に貸して調べてもらうというのは可能だというふうに考えています。

○委員（大田黒 博） 1点だけですね、今、言われる漏水をキャッチする、そういうものですね。高齢者宅での漏水を、検針の方でしたけども、漏水だろうということで、すぐに見つけられましたので。そうであればですよ、定期的に、そういうものが確認ができるのであれば、少し場所を区切

って定期的にしていただけないのかなと思ったものですから、質問いたしました。わかりました。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。

○委員（上野一誠） いよいよですね、この平成25年度の年度内の、いわば事業執行というか。やっぱりそういう時期をある程度、見きわめなければならない時期が来ていると思います。この場で入札制度を議論しようとは思いませんけども。先日、建設協会の人たちとも、一応、そういう懇談の会合がありました、議会との。合併をしてですね。合併当時、約160億円の普通建設事業をこなしていたのが、結果的にはそれを極端に60億円の頭出しの投資になったり、いわば、ここ約9年間、業界としても、そういう市の行政が行う事業費のいろんな動向を見きわめながら、結果的に経営方針を大きく変えたり、あるいは雇用のいろんなそういうものについても首切りが行われたり、縮小したりして、その時代、時代で対応せざるを得なくなってきたというのが現実だと思いますね。

ここに至って、やはり業者の人たちが、景気が上がってきて、いろいろやる中で、入札でいろんな事業が出てきたものの、それに十分耐えるだけ、対応できるだけの人員確保というものがなかなか難しい、そういう現状もあるわけです。そうすると、これは建設課、全部そういう事業系を含めると、やはりそれを本当に薩摩川内市が年間のそういう事業費用を当初に、あるいは補正で上げる。それが果たして事業執行として本当に順調に行っている現状にあるのかどうか、そういうところが、いろいろとちまたに声として不落があったり、入札参加がなかったりですね、そういうものが今、我々議会のほうにも声として、非常に上がってきています。

そうすると、やはり入札制度も含めて、現場監督も含めて、専任化含めて、いろんな形が十分業者が対応し切れない。そういうものが現実かなと思うんですが、今、水道局が抱える平成25年度の一つの業者発注をかけなきゃならない、入札をかけなきゃいけない、そういう時期に当たって、事業進捗というのは、どんなふうにありますか。

○上水道課長（福山清和） 今おっしゃいましたように、事業進捗としては年度の、一応、中で一

番年度内におさめないといけない工事というのが、繰り越しのできないもの、それから、例えば、そういうものについては、甌島の特定離島とか、そういうものもございます。

それと、事業が、例えば道路改良に伴って切りかえをしてくれとか、橋をかけるからとか、国道のこういうやつとか、県の産廃の関係とか、いろいろありますけど、工期をここまでしてほしいというやつに対して優先しております。まず、それを優先して執行するという形にしておりまして、確かに入札中止が一時的に県とか国とか、市の中でも、やっぱり一遍に出ますので、この景気拡大で。ただ、上野委員もおっしゃるように、もう団塊世代のベテランの方がやめていらっしゃる、または、仕事がないときに、もうやめられて転職をされた方なんかがあって、なかなか現場代理人とか、そういうのが難しいという状況にはあります。

執行としては、おおむね大体できておりますが、年間の計画の中で、先ほど言ったように更新事業とか、そういう後に残すようなものについては、やむを得ず繰り越しになる可能性が出てくるというふうに思っておりますが、それについては上水道事業の分で、簡易水道事業については、何とか年度内におさめられるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○水道局長（落合正浩） 国とか県等の大きな補正等がついた場合に、それをきっちりこなせるかどうかというものが、やっぱり不安があるかと思います。事業を効率的に進行していくためには二つ大きな柱があるかと思います。一つは入札制度、それと、あと一つが発注計画だと思います。我々は事業サイドですから、この発注計画のほうの責任を持っているわけでございますから、今、上水道課長が申し上げましたように、通常発注形態でいきますと、何となく年度内におさまっていたものが、非常にきつくなってきております。ですから、入札をかけましても、どなたも手を挙げていただけないという案件があるんですけれども、何とか3月までの間に、そこは工夫しながら年度内に終わらせなければならぬものは、めどはついております。

ただし、予算として来年度を含めてですね、執

行できるものについては、そういう工夫をしていきたい。要するに我々としましては、まず、何を優先的にしなきゃいかんかという事業を選別しながら、その中できっちりと発注計画を、年度をもってやっていくということが、来年度以降の、また、新たな課題になってくると思っておりますので、そういうことを含めて財政が許す範囲内での執行をしっかりやっていきたいと考えているところでございます。

○委員（上野一誠） 今、局長が言われたのは、予算化して提案したものは、いわば水道局の責任として年度内に終わるようにしたいという、そういう決意だというふうに思うんですけども。私は建設部ほか含めてですね、平成25年度の、いわば執行できなかった、そういう事業費を少し注視しているですよ。本当に、総体的に薩摩川内市でどのぐらい執行できなかったかということが、すごく気がかりというか、そういう状況が。多分、今の、それぞれがやり遂げるという根性を持っておやりになっても、やっぱり業者の対応もありますからね。そうすると今の状況から見るとですね、結構な数が入札できなかったり、執行できなかったというものが聞こえてくるので、やっぱりそこあたりは、我々は年間の予算を審議して議決をする以上は、当然、年度内において、それが執行されるものとして、やっぱり議決をしていくわけですね。

あるいは、地域にとっては、これは平成25年度内でやりますよということを、その関係者、議会には、立場上、報告をする。そういうことが執行されないとなると、また、行政としての生き方が問われるというのがありますので、やはり、ここはいろいろ部課署内含めて、今後、今おっしゃったように入札制度発注計画も含めて薩摩川内市の全体的なあり方として議論をしていく状況に入っているのではないかなというような気もしますけど。そこあたり、水道局として、局長は契約検査課もされていたので、所管でいいですから考え方を教えてください。

○水道局長（落合正浩） 入札制度については、市全体で、今後、考えていかなきゃならないと思いますので、そこも含めて、私も入札契約運営委員ですから、問題点をしっかり出しながら、制度については、また、議論していきたいと思います。

それと、あと一つ。予算の執行でございますけれども、水道局でいいますと、地方公営企業法に基づく会計と、地方自治法に基づく会計をやっております。地方自治法でいうところの213条の特例として繰り越しですね、単年度会計の原則がある中で、特例として理由があれば繰り越しできるというものがございます。

それと地方公営企業法の26条の中では、その年に支払いの事実がないものは、繰り越して使えるというのがありますから、現場といいますか、業者の方々に非常に無理がいかない形での、その辺の工夫はやはり検討せないかんという、それを一番にするという意味ではなくて、そういう方法等もありますから、いろいろ現場の状況を見ながら、やはり市の考え方としても、その辺を整理できればというふうに考えて、臨時的であってもですね。していきたいというふうに考えております。

○委員（上野一誠） 意見、要望として。

一応、繰り越しの捉え方もいろいろありますけれども、また、そういう点では、何というのか、事業に停滞のないようにですね、ひとつぜひ、取り組みを努力していただきたいというふうに思います。

○委員長（福田俊一郎） 上野委員、先ほど、最初で言われましたとおり契約検査課にかかわるものも含めまして、ちょっと整理をさせていただいて、この意見については、ちょっとまとめてみたいと思います。

○委員（小田原勇次郎） 総論部分は、もう上野委員が、るる述べられましたので、私は1点だけ各論で、検針の部分について1点だけ。今は水道の検針は、いわゆる一般の市民の方に委託して検針をお願いしているという状況であります。

当然、メーターが民地にありますので、民地への出入りがあるということと思われまして、いわゆる私服での立ち入り、「だいか我げえ、木戸を越えて入って来やったが」とか、市民の方々からの誤解を招かないように、何か腕章をつけるなり、水道検針員であると一目わかれるような方策を、今、御検討なのかをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○水道管理課長（元石功一） 今、小田原委員のほうから腕章をとか、そういったわかりやすい服、そういったことでお話をされましたが、まさしく、

そのとおり今、腕章の準備をしているところでございます。腕章ができ上がってきて、次回の検針から、そういった腕章をつけた検針員さんが検針をするというふうにできるようにですね、今、やっているところでございます。

○委員（小田原勇次郎） 十分に理解をいたしました。過去、その検針員さんが私服で民地に立ち入って、「おはんなだいな」というようなトラブル等の御報告はなかったという認識でよろしいですね。

○水道管理課長（元石功一） はい。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

以上で、水道管理課・上水道課を終わります。

御苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、下水道課の審査に入ります。

△議案第164号―議案第168号

○委員長（福田俊一郎） それでは、議案第164号から議案第168号の議案5件を一括議題といたします。

これらの議案5件については消費税の税率改正に伴う条例改正でありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごと討論・採決を行います。

それでは、当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（須田徳二） 下水道課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第164号から議案第168号までの議案5件につきまして、一括して御説明いたします。

なお、今回の条例改正議案につきましては、先ほど局長からもありまして、来年4月1日からの消費税の税率改正に伴うものであります。

それではまず、議案第164号薩摩川内市上甕

地域戸別合併処理浄化槽条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりその１の１６４－１ページをお開きください。

提案の理由につきましては、さきの本会議において、説明しておりますので省略させていただき、１６４－２ページをお開きください。

改正の内容につきましては、記載のとおりであります。別表につきましては、これまで税込みの総額表示としておりましたが、今後、消費税率の改正が予定されておりますことを踏まえ、今回、外税表示に変更することとしております。

別表は、消費税を含まない額となっておりますので、この額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額となります。

それでは、改定後の使用料について、御説明いたしますので、別冊となっております議会資料、水道局の５ページをお願いいたします。

平成２６年４月１日から消費税率が５％から８％に引き上げられることに伴い、表のとおり、５人槽で現行３，０００円が３，０８５円に、７人槽で３，２００円が３，２９０円に、１０人槽で４，２００円が４，３２０円に、それぞれ消費税率改正分の引き上げとなります。

次に、議案第１６５号薩摩川内市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりその１の１６５ページをお開きください。

提案理由につきましては、さきの本会議において、説明しておりますので省略させていただき、１６５－２ページをお開きください。

改正の内容につきましては、記載のとおりであります。別表は、先ほど説明いたしました議案第１６４号と同様、消費税を含まない額となっておりますので、使用料につきましては、区分ごとにより算定した額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額となります。

改定後の使用料につきまして、御説明いたしますので、別冊となっております議会資料、水道局の６ページをお開きください。

議案第１６４号と同様、消費税率の引き上げに伴い、一般家庭の平均的な汚水量２０立方メートルで現行の３，０００円が３，０８０円に、また、

３０立方メートルで３，８５０円が３，９５５円となります。

次に、議案第１６６号薩摩川内市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりその１の１６６－１ページをお開きください。

提案理由並びに、次のページになります。１６６－２ページの改正内容とも、先ほど説明いたしました議案第１６５号と同様であります。また、改定後の使用料につきましても、別冊となっております議会資料の７ページになりますが、内容につきましては議案第１６５号と同様であります。

次に、議案第１６７号薩摩川内市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりその１の１６７－１ページになります。

提案理由並びに、次のページ１６７－２ページの改正内容とも、議案第１６５号並びに１６６号と同様であります。また、改定後の使用料につきましても、別冊となっております議会資料の８ページになりますが、内容につきましては、これまでと同様であります。

最後に、議案第１６８号薩摩川内市地域下水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

議案つづりは１６８－１ページになります。

提案理由並びに１６８－２ページの改正内容とも、先ほどの議案第１６５号から１６７号までと同様であります。また、改定後の使用料につきましても、別冊となっております議会資料の９ページになりますが、内容につきましては、これまでと同様であります。

以上で、議案第１６４号から議案第１６８号までの説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

議案第１６４号から議案第１６８号まで、一括して御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

まず、議案第１６４号薩摩川内市上甕地域戸別合併処理浄化槽条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１６５号薩摩川内市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１６６号薩摩川内市漁業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１６７号薩摩川内市公共下水道条

例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第１６８号薩摩川内市地域下水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第１７２号 平成２５年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第１７２号平成２５年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（須田徳二）それでは、議案第１７２号平成２５年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書の８８ページをお開きください。

提案理由及び補正予算の内容につきましては、さきの本会議で説明しておりますので、省略させていただきます。

それでは、歳出から御説明いたしますので、９６ページをお開きください。１款１項１目一般管理費の公共下水道管理費３１２万４，０００円の増額は、本年度の消費税確定申告の実績に伴い

消費税の中間納付が発生したことによる公課費の増額であります。

次に、歳入につきまして、御説明いたしますので、前に戻っていただき94ページをお開きください。3款1項1目公共下水道事業費補助金5万円の増額は上甕地域の中甕中野浄化センター長寿命化計画策定事業に係ります国庫補助金の内示による増額であります。

次に、4款1項1目一般会計繰入金307万4,000円の増額は、歳出の補正に対応し増額するものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明いたしますので、前に戻っていただき91ページをお開きください。第2表繰越明許費の設定額1,000万円は、上甕地域の中甕中野浄化センター長寿命化計画策定事業に係るものであります。

本業務につきましては、老朽化に伴う下水道施設の更新事業を国庫補助事業で実施するためのもので、国が定めた土木、建築、機械設備、電気設備に関し、専門的見地から検証し、技術的な事業計画の策定が求められることから、下水道施設に関し専門的かつ高度な技術を要する下水道事業団に委託したものでありますが、事業団において提案公募型の入札公告を行った結果、入札参加者がなかったため、再度入札手続が必要となり、年度内の完了が見込めなくなったものであります。

以上で、説明を終わります。よろしく御願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これにより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本決算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○下水道課長（須田徳二）それでは、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、下水道課分について、説明いたします。

各会計予算書、予算に関する説明書の52ページをお開きください。8款5項4目下水道費の事項公共下水道費307万4,000円の増額は、先ほど御説明いたしました公共下水道事業特別会計補正予算の歳出に対応するため繰出金を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御願いいたします。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告ありませんか。

○下水道課長（須田徳二）特にございませぬ。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎）私は1点だけ、すみません。耳の痛い話になるかもしれませんが。

いわゆる都市下水路の、いわゆる計画変更の案を先日、市民説明会を開催されまして、市民の

方々から、その変更案に対して、特に御意見、御異論等ございませんでしたでしょうか。そこらあたりの1件、確認を。

○下水道課長（須田徳二）住民説明会を11月24日の午後と夜、11月26日の午後と夜と、延べ4回実施しております。

その中で計画変更についての質問というか、御意見等は特にございませんでした。今後のスケジュールとか、そういうことについて若干の意見というか、聞き取りがあったということでございます。

以上です。

○委員（小田原勇次郎）特に意見要望という形では、申し上げませんが、私も計画変更の説明会の一こまに、傍聴人として参加をさせていただきました。

市民の関心がないのかなという部分、もちろん法的な手続の中では都市計画変更を打たなきゃいけないので、また、意見開陳の法的な機会というのは設けられておるんですが、フランクに述べられるのは、やっぱりこの住民説明会しかあり得んもんですから。そこらあたり——これは意見、要望ではありませんけど、今後、もっと市民が興味を持って参加していただけるような、何かいいスタイルに、これは都市マスタープランの関係、都市計画のほうも一緒なんですけど、そこらあたりをまた——何かFMでも流れましたけれども、FMさつまませんだいで広報はしておられたんですが、そこに対する行政の信頼度があって、市民はもう関心がないんだというふうに全員の解釈しようとは思いますが、そこらあたりを市民の皆さん方に、もっと広報ですね。そういう部分ができるように検討すべきなのかなと、ちょっとこれは感想でした。そういう感想を持ったところでした。

○下水道課長（須田徳二）下水道課としても、まさしく、そのようなことを考えております。昨年、全体計画の見直しに際したときも、地主説明会を実施したんですが、そのときは3名しか参加者がなく、今回は、それではだめだということで、広報、FMさつまませんだいで。最終的には、この地域関係のコミュニティ会長のところに行って、こういった説明会も行いますのでということで——強制で来てくださいという話じゃございませ

るので、周知方をお願いできませんかということ、やったんですけれども、結果として、こういうことでありました。

今後は、そういったことも踏まえて、どういった形で出席していただけるかは、こちらも検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員ございませんか。

○議員（谷津由尚）ありがとうございます。

すみません。過去4年ぐらいの間に、この委員会です、数回、言わせていただいた件なんです。下水道の料金ですね、ベースになる金額算定基準が使用水道料と全くイコールということで。この件については幾度となく過去4年ぐらいの間に言わせていただいたんですが、その後、見直しをされるという、その可能性は、現時点ではどうなんでしょう。

○下水道課長（須田徳二）今の議員の意見は、市民の方々からも、そういった質問等も受けております。ただ、下水道の使用料というのを把握する意味で、水道の蛇口から出てくる水の量で把握する以外ないということで、全国的にも、もう90%以上が、そういった形でやっています。

ただ、どうしても減免してほしいということであれば、別にメーターをつけていただいて、減免するというような形でしか、その下水道の水量を把握することは、ちょっと難しいということで、全国的な流れとして、そういう流れできております。

薩摩川内市としても、そういった形で——別に、どういった形で把握するかという方法がないものですから、やはりそういった形で、全体的な流れでやっているというところでございます。

以上です。

○議員（谷津由尚）2回目ですから、最後です。

私、これいろいろ考えたんですが、私が今、お預かりしている要望というか、一部苦情もあるんですが、約100件預かっています。それも下水道が今、完備されている地域に限定されています。それをベースにお話をさせていただくんですが、これは行政として、私リスクになるんじゃないかと思うんですね、長期間、このままいきますと。

今、全国的に、そうだということをおっしゃったんですが、全国的に見ますと、つぶさに見ていきますと、この考え方を変えている自治体も既にあります。それも事実です。

例えばですね、こういうケースがあるんです。さまざまなケースがあるんですけど、大概は問題ないと思うんです。ところが、1,000に一つや二つのケースとして、例えば、その一般の御家庭で20立米を超えたとします。その時点で、その従料金制が変わる。単価が変わりますので、料金は明らかに変わるわけですが、そのぎりぎり超えた要素というのが、たまたま、その月に洗車を2台、2回やったんだと、合計4台分やったんだと。そういう話がもしあったとしましたときにも証拠はないんですね、シビアな話をしますけど。証拠はないんですが、明らかに、そのやられた方というのは、そこに何らかの不満をお持ちになるのは当然かなと思うんですね。

そのときに、先ほどおっしゃった、だったら、もう別にメーターをつけてやってほしいということなんですが、確かにそうなんです、そこに行くまでの話でもないんですね。これは一般家庭のお話ですから。そうなったときに、私が思うのはですね、やはりこれは長く置いておくと、こういうケース自体そのものがリスクになるではないかと思えますし、逆に見方を変えますと、行政として、ここでやはりサービスという精神になってですね、事業者とお客さんという間で考えるならば、もっとそこは柔軟に対応されてもいいんじゃないかという、そういう余地がですね。あるんじゃないかというふうに思われてしょうがないんですね。

質問という形ですが、そういうことをですね、今後、ぜひ検討をしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○水道局長（落合正浩） 下水道課長が申し上げましたように、下水道につきましては基本的に、そこで使った水を、そこで処分して、また、自然に帰すということが原則でございます。ですから、そこで使う水は上水道区域での水道水が基本になってまいります。それを、その家庭で使われた分を処理して、適切に公共用水域に返すということになってまいります。

それと、いろんな料金についての、皆様方からの御意見の中で、そういう話も出てきているとい

うのも事実でございます。ただ、現時点では、薩摩川内市におきましては、このうちがとっております制度が一番望ましい形ではないかなと思っております。

ただ、いろいろな住民の方々に、今、言いましたように、ある数量、19立米から、また、20立米を超えた場合の料金という形も出てくるかもしれませんが、そういうところについては、また、きっちりと説明をしていくというのが一つ。それと、時代の流れの中で、もう少し工夫する余地がないかということもありますので、それはちゃんとしていくということは、我々がしていかなければいかんことだと思います。

私、今、申し上げましたように現在の制度が薩摩川内市の下水道料金の中では、今のところ一番適切な形ではないかなというふうに考えているところでございます。

○委員長（福田俊一郎） ほかにございませんか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、下水道課を終わります。

どうも御苦労さまでした。

△建設政策課の審査

○委員長（福田俊一郎） 次に、建設政策課の審査を行います。

まず、建設部の審査に先立ち、部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） お疲れさまでございます。

ただいまから、建設部6課2室の審査をよろしくお願い申し上げます。

今回は、一般会計の補正予算のほうで大きく建設整備課のほうで道路改良に伴います工事請負費約1億円、それから、建設維持課のほうで毎年、お願いをしております15カ月予算という道路維持費の工事請負費、あるいは委託料で2億円ほどを御提案させていただいております。

また、一般議案のほうでは、建設維持課の市道認定路線の議案1件と建築住宅課のほうで市営住宅にかかわります議案が4件ございます。それぞれ課、室のほうで詳細に説明がございます。御審査方、よろしくお願いいたします。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内

市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎） それでは、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設政策課長（本野啓三） 建設政策課です。よろしくお願いいたします。

それでは、建設政策課の補正予算について説明いたしますので、補正予算書の48ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費では、79万3,000円の増額補正を行い、補正後の額を2億6,788万5,000円とするものであります。

補正の内容は、人事異動及び職員の扶養関係の異動に伴う職員給与費の調整でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○建設政策課長（本野啓三） それでは建設政策課の所管事務の説明をいたします。

今回、説明します内容は、南九州西回り自動車道・川内隈之城道路について、簡単ではございますが工事の進捗状況を説明いたします。

なお、委員会資料では1ページになりますので、御参照ください。

南九州西回り自動車道の川内隈之城道路につきましては、薩摩川内インターチェンジから薩摩川内都インターチェンジ区間、延長6.7キロメートルにおいて、平成26年度供用を目指し、着々

と工事が進められているところでございます。

本区間の工事につきましては、資料にありますように薩摩川内都インターチェンジの改築や宮里トンネルの掘削、道路の築造工事等が着々と進められているところであります。

このうち宮里トンネルにつきましては、延長1,211メートルで、昨年の8月から宮里側から掘削しており、11月末で約998メートルの掘削が進み、掘削率は82%であると聞いております。

また、用地買収につきましては、11月末時点の面積ベースで約99.8%であり、残りはあと4件が未買収で、このうち3件については、相続など難しい案件があることから、土地収用法の手續で事務が進められているところであります。

以上で、簡単ではございましたが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（橋口博文） 高江から都町のインターまで、経過は、今、順調に進んでいるようであるし、また、土地買収もほとんどいっているような状態ですが。平成26年度に供用開始するということですから、聞いてみれば今の阿久根の山下から野田間、これも平成26年度に供用開始するということですから。

それと、野田から高尾野間が平成28年度、平成29年度になれば水俣間が。そこまでは、平成29年度で供用開始するということですが、まだ残ったところの水引から阿久根間が、山下間ですね、そこが残っているわけですが、今から採択されて進むわけですが、何といっても都市計画決定を、まず早くしてもらわないか、という、これが一番大事だと思います。この都市計画決定は国土交通省が手續をするんですか。

○建設部長（泊 正人） 都市計画決定につきましては県になります。県が都市計画決定の手續をいたしまして、今、意見書も調整したりいたしまして、順調に、特に障害のあるような意見とか、そういうものが出ておりませんので、順調な作業が進められているというふうに聞いております。

○委員（橋口博文） 建設政策課の職員の方々が一生懸命になって、県の担当の方とも手を取り合

って、スムーズに順調に進んでいるということですから、早くこれが決定ができるように頑張っていたきたいと思います。お願いしておきます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

○委員（上野一誠）ちょっと何というのか、おつなぎするという表現でいいのかわかりませんが、意見交換が先日ありまして亀山地区の担当に当たりました。

その中で、県道42号線、五代郵便局前の交差点改良ということで、あそこは市道、県道、いわば京泊大小路線含めて6車線にまたがってあって、変則の交差点なんですけど、その改良をですね、ぜひしていただきたいと。非常に狭隘で、五代郵便局が、そこにあると思うんですけども、ここはもう移転をしてもらった方がいいんじゃないかという、必要があれば交渉しますよというような内容の意見を言われたんです。

この42号線の改良の要望が、当局には上がってますかという質問も出たんですけども、ここらあたりは建設政策課として、何か理解しておいやるですか。

○建設部長（泊 正人）この間の議員の皆さん方の意見交換会のテーマとしてお聞きもしておりますし、以前から、あそこの変則6差路になるんですけども、ついては要望が出ておまして。新川建設の裏側をですね、バイパスを通したらというようなことも、何回か、そういう案も出たことがあります。

ただ、用地の面ともいろいろあったりし、また、あそこ5差路の、今、上野委員、言われたところにですね。とりあえず信号機をつけてくれという話もあったんですが、ちょうどカーブになって、信号機をつけてとまると追突があるというようなのが、道路診断なんかでも出ておまして、要望が強く上がってるというのは、もう県も我々も承知はしてるんですが、詳細なそういう対策とか、そこにまだ行きついていないところです。今回も、そういう意見が出ましたので、再度、県と現地調査などをして、できるだけ前に進めていかないと、要は新高速船とのアクセス道路にもなりますので、その辺は県のほうも今ちょっと動きというか、腰を上げだしたところです。

○委員（上野一誠）ロードミラーを大きくして

くれとか、そういうのは、もう的確に対応いただいているようで。ぜひですね、できたら会長にも動きが見えるような形で、市当局が県と、こういう一つのかかわりをしているよというの、一方ではですね、どうも見えていないようなふうに御意見としてはありましたので。我々も、「この資料もらっているんですよと、だから状況はわかってます」という話もしながら、また、委員会当たりでも十分ひとつ御意見はおつなぎします、という答弁もしてるものですから、あえて、この機会に、ぜひ動きあたりを会長あたりにつないでいただくとありがたいと。十分な検討が必要で、難しいなと思いつつも、複雑化してますので、ひとつ要望をしときたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）要望、意見です。

扱いは、建設政策課にですね、確認です。よろしくをお願いします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の御質疑ございませんでしょうか。

○議員（森満 晃）すみません、1件教えてください。

先ほどの川内隈之城道路の工事状況で、ちょっと、その平成26年度中に供用開始ということで。今の段階で、例えば、その平成26年度中ですので、平成27年3月だとか、そういう正確な月の供用開始までは、まだ、はっきりとはわからないのでしょうか。

○建設政策課長（本野啓三）一応、3月ごろを予定しております。再来年の。

ただ、まだ正式に発表してございませんので、今のところ、そういう見込みだということです。

○建設部長（泊 正人）つけ加えてといいますか、2月、3月、あと1年と1カ月、2カ月ぐらい先にはなろうと思いますが、今後、その時期になりますと、開通のイベントとか、そういうものもございしますので、当初予算には、そういうイベントの経費というものを計上させていただくことで、今、作業を進めておりますか。

○議員（森満 晃）はい、わかりました。地元の方からも、皆さん心待ちにしていच्छるも

のですから、なるべく早い正確な月がわかればと
いいことでした。ありがとうございました。

○委員長（福田俊一郎）ほかはございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。

御苦労さまでした。

△建設整備課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設整備課の審査に入ります。

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設整備課長（四元新一）それでは、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書（第3回補正）の49ページをお開きください。8款2項3目道路新設改良費ですが、補正額9,379万4,000円の増額で、補正後の合計が5億1,496万7,000円となっておりますが、右側の説明欄に記載のとおり、一般道路整備事業費につきましては、県営ほ場整備事業等により用地取得している路線の未整備箇所につきまして、以前より地域からの強い要望がございますことから、今回、補正をお願いし、これらの整備を図るほか、電源立地校区振興事業の工事請負費を実績見込みにより減額するものでございます。なお、一般道路整備事業の詳細につきましては、予算概要の6ページに記載されておりますので、御参照ください。

川内地域踏切改良拡幅事業費につきましては、網津踏切の委託料の執行残を減額するものです。なお、当事業は社会資本整備総合交付金事業のため、交付金の減額分は手打4号線に充てる予定としております。

中甕江石線整備事業費につきましては、事業執行にあわせて予算の組みかえを行うものです。手

打4号線整備事業費につきましては、事業執行にあわせて予算の組みかえを行うとともに、工事請負費を増額することで事業の推進を図るものでございます。

次に、52ページをお開きください。8款5項2目街路費ですが、補正額5,703万円の減額で、補正後の合計が6億2,495万9,000円となっております。右側説明欄に記載のとおり横馬場田崎線整備事業費につきましては、占用者との協議により不用となった補償金を減額するものでございます。

駅前白和線整備事業費については、社会資本整備総合交付金の国の内示に伴い減額するものでございます。

次に、同ページの下段をごらんください。8款5項5目公園緑地費ですが、補正額580万円の減額で、補正後の合計が2億7,826万3,000円となっております。右側説明欄に記載のとおり公園管理事業費につきましては、公園施設長寿命化事業の国の内示に伴い委託料、工事請負費を減額するほか、特定離島ふるさとおこし推進事業の田之尻展望所トイレ整備事業の事業執行に伴い、工事請負費を増額するものでございます。

久見崎公園整備事業費については、地元要望によりまして公園内に建設予定であった物産館につきまして、地元と入念な協議を重ねた結果、建設後の管理運営が厳しいとの判断から、施設規模を含めて再検討することとなったことから、委託料を減額するものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、19ページをお開きください。15款2項6目土木費補助金ですが、補正額3,232万7,000円の減額で、補正後の合計が3億483万8,000円となっておりますが、2節都市計画事業費補助金は、横馬場田崎線と駅前白和線にかかわる社会資本整備総合交付金で、事業費の減に伴い、減額するものでございます。3節公園緑地事業費補助金は、公園施設長寿命化事業にかかわる補助金で、事業費の減に伴い減額するものでございます。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたしますので、7ページをお開きください。今回、増額補正をお願いしております8款2項の一般道

路整備事業費 1 億円につきまして、今後の十分な地元調整と標準工期を確保するために繰越明許費の設定を行うものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく御審査賜りますよう、お願いいたします。

○委員長（福田俊一郎） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎） 1 点だけ教えてください。

久見崎公園整備事業費につきまして、今、課長の御説明の中で、いわゆる物産館的な部分については、いろいろと調査の結果、建設部としては厳しいという御判断をされて、これは再協議というお話をされましたですけど、今後、再協議という考え方。きのうは企画経済委員会の中で港周辺——要するに、今度、高速船が入ってくるじゃないですか。港周辺、の中でまた鰯の魚を生かしたような物産云々というふうな話等もあったもんですから、そこらあたりの拠点の部分。そして今、一般質問等で聞いていると、久見崎にそういう道の駅的なもの、今度は猫岳の周辺にもどうのこうのというような要望等も上がっておる。それはまだ、議論ではない部分でですよ。その中において建設部として、いろいろ総合的に調整していきなさいいけないんでしょうけども。この物産館をこの沿線の部分に、港を重点に調整が入ってくるんですが、建設部としては、方向性としては、ある程度何かお考えがあられますか。

○建設整備課長（四元新一） 久見崎公園につきましては、当初ですね、平成 17 年度に基本設計をやってございます。そのときに、地元とも十分な協議を重ねて、地元の強い意向で物産館をということで、当初計画に入ってございました。

少子高齢化、あるいは今の現年の状況とかですね、あの辺も含めて、地元と今ちょっと協議を、コミュニティ協議会とですね、重ねてきたんですが、今後、建設後にですね、当初計画していた規模の施設をつくっても、ちょっと地元で管理運営が厳しいんじゃないかということで、継続してですね、長い期間、管理運営するために、やっぱりそれなりの心構えといいますか、体制が必要だということで、現段階では、まだ、そこまで煮詰まっていないという状況と。そういう中で地元とし

てはですね、やっぱり地域活性化のために、そこをうまく利用したいと。滄浪小学校が閉校となって、そこを主な拠点として、公園でイベント等を開催したいという計画等もございまして。だから、ちょっと規模を縮小した形、今までの物産館という意味合いじゃなくて、ちょっとしたイベントをするための何かちょっとした補助施設みたいな感じですね。そういったのを計画できないかということで、今、協議を行っているところでございます。

今年度、その物産館の実施設計をする予定で予算化していたんですが、今回、まだ、そこが煮詰まっていないということで、今回、減額するものでございます。

○建設部長（泊 正人） 課長のほうからは、久見崎の経緯についてございましたけれども、企画経済委員会でも出たということで、もともと久見崎と高江インターのところと漁協とそれぞれが道の駅みたいな、川の駅みたいな、海の駅みたいなのをやりたいということで、そうすると競合してしまって、共倒れになるんじゃないかというふうな話があって、まだ、しっかりと根づいていないところがございます。

また、峰山地区の対話集会の中でもですね、やはり地元からは、インターのところと道の駅を公設でという話がございましたけども、その席では、市長のほうからは公設での考えはないというふうなことがありました。

もう一つ、八代からこちらに方に伸びてきているときに、田浦ですかね。ちょうどおりたところに大きなのがあって、すごくはやってたんですが、あれが延びた関係で通過になってしまって、がたっと落ちたと。そういうこともあって、高江の道の駅についてもですね、全線開通といいますか、そういうのを見きわめないと、公設というのは厳しいというようなことでした。

ただ、現在は、この間の成川議員の質問にもあったように、待合所の周辺に回廊もできるので、そこで、そういう鰯の物産とか、そういうものもしていきたいというような話ですね。こうして回答は得てるんですけども、びしゃっとした煮詰まった方向性というのは、まだ、企画の方も出てないところだろうと思っております。

○委員（小田原勇次郎） はい、わかりました。

企画経済委員会では、きのう若干、少しそこらあたりの話が出てたようでした。それは、我々の所管外ですから。今、部長のお話を聞いていると、まだ、混沌としたような状況が見えてきます。地元議員もおられますので、ぜひ、地元活性化に大いに貢献できる形で。意見要望には申し上げませんので、また、十分に御協議をこれからも続けていっていただければありがたいなと思うところがありました。

私は以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

○委員（持原秀行）すみません。教えてください。

横馬場田崎線、もう何回となくですよ、気になって、非常に朝晩が混むんですね。山崎川内線ですかね、あそこの交差点。駅の東から来るところ、非常に出にくいです。危ないです。

先般ですね、ちょっと夕方、駅に新幹線に乗ろうというので行ったら、大明神の神社、あそこから混んでですね。なかなか進まないんですよ。オートリ荘のところで混んでしまう。オートリ荘に入るときに、あそこに貸し切りバスがとまっているんですね。もう全然動かないです。それで、もう非常に、あそこの交差点、東口から来るところの交差点、あそこがもう渋滞をして、非常に危ない場面というのもあるんですね。ですから、来年に開通されるということでありましてけれども、期間をですね、やっぱりできるだけ早目に開通できるようにしていただかないと、事故があっては、もう遅いです。今は、交通整理とかきちっとおられますけれども、これが、そういうふうにはできなくなったりですね、朝の通学時間帯は交通安全協会の人がおられますけれども、それが外れた時点の中では、夕方、物すごく混みます。そういう意味ではですね、やっぱり時間に間に合わないというのも現実的に、列車の時間に間に合わないとか、早く出ればいいんでしょうけれども、そういう予想もされますので、何らかですね、早い時期に広報して、いつから通れますよというのはお知らせいただけたらと思うんですが、今の時点でいつごろになりますかね。

○建設整備課長（四元新一）横馬場田崎線のことにつきましては、所管事務調査の中で報告させていただこうということで準備しておりましたが、

ここで委員の質問にお答えしたいと思います。

今、まだ随時、工事を発注してございます。JRの工事につきましては、12月いっぱいである程度のめどはつく予定としております。今後、取りつけ道路とか、あと、交差点の関係も、信号設置とか、そういったものございまして、今のところ3月吉日という形で、今。

これにつきましては、さきの9月議会で一応、3月供用ということで御報告させていただきましたけど、その後、平佐西のコミュニティ協議会長、あと関係の自治会長さん方を回りまして、あと回覧もしていただきまして、地区住民の方には一応お知らせしていただきました。

あとさらに、学校と沿線の事業者さんにも戸別訪問いたしまして説明を申し上げ、御理解をいただいたところです。

今後ですね、今のスケジュール等、今から詰めていくんですけど、3月の何日何時に供用しますということが、まだ、今の段階で確定してございません。それが確定し次第、沿線の道路であったりとか、あと今の横馬場田崎線の前後、あと県道山崎川内線であったり、川内加治木線であったり、幹線道路沿いに一応、看板を設置して、市民の皆様に周知をしたいと考えているところでございます。

○委員（持原秀行）補正の中で、減額の補正とか、いろいろ出てる中でですね、もうある程度見えたのかなというふうに感じたもんですから、ここで聞いたところでした。

あとですね、そこが本当にできてしまえば、非常に便利になるということは間違いないことではありますが、その、今の使われているところの、山崎川内線のところの交差点ですね、あそこのところに家が建ってブロック塀ができてですね、左折、右折2台並んだらですね、もうどうしようもありません。本当に見えません。

向こうのオートリ荘のほうから来る車、本当に見えにくい状況になります。ですから、やっぱりそこらあたりも踏まえて、この横馬場田崎線が完成したから、それで終わりだよということじゃなく、やっぱりそちらの方ですね、しっかりと道路点検とかしていただいて、安全に市民の皆さんが利用できるようにやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○建設整備課長（四元新一）先ほど持原委員の質問、回答で、ちょっと申し上げたんですが、横馬場田崎線につきまして、御報告という形で準備をしていたわけですけど、中身につきましては、先ほどの説明どおりで、一応ですね。現段階では3月何日何時ということが決まっておりますので、それは早急に、今から綿密なスケジュール管理をしながら、早い段階で決めて皆様に1日でも早く供用できるということで、お知らせしたいと思っておりますので、引き続き御理解のほどよろしくお願いいたします。

○建設部長（泊 正人）今の四元課長からあったとおりなんですけども、9月議会で3月になるという答弁をしてからですね、ちょうど新聞紙上で、いろいろ入札をしても応札者、落札者がいないということで、非常に心配をしておりましたけれども、おかげさまで全発注件数、受注をいただいております。現場の方も進んでおります。

建設整備課のほうで各業者さんと毎週、毎月、工程会議も開いてもらっておりますので、順調にいくと思っております。

それから、来週、川内中央中校区のまちづくり懇話会がございまして、それに関連する質問もございまして、そこでおわびもしたいと思っております。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員の御質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

ここで休憩いたします。再開は、おおむね午後1時といたします。

~~~~~

午前11時58分休憩

~~~~~

午後 1時 開議

~~~~~

○委員長（福田俊一郎）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

△建設維持課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、建設維持課の審査に入ります。

△議案第154号 市道路線の認定について

○委員長（福田俊一郎）まず、議案第154号市道路線の認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

○建設維持課長（永田一朗）それでは、議案第154号の説明をさせていただきます。

議案資料の154-1ページと次のページの認定位置図をごらんください。

提案理由につきましては、本会議初日に部長が説明いたしましたので、省略させていただきます。

議案第154号市道路線の認定について、今回、市道認定したい路線であります鳶巣2号線は認定位置図に赤で御示ししてありますが、東郷町の斧渕で、旧東郷高校跡地で現在、鹿児島県の農業開発総合センターになっております。その近くになります。市の土地開発公社にて造成及び道路の整備を行った場所でございます。

延長が382メートル、幅員が5メートルから9.8メートルでございます。

以上で、議案第154号の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明が

ありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一朗）それでは、議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

予算に関する説明書の49ページをお開きください。8款2項1目道路橋梁総務費でございますが、補正額37万3,000円で、補正後の合計が1億798万8,000円となっております。これは、右側説明欄に記載のとおり、職員の給料及び手当等について増額補正するものでございます。

続きまして、同じページの8款2項2目道路維持費でございます。補正額2億円で、補正後の合計が7億58万1,000円となっております。これは、右側の説明欄に記載のとおり、道路維持費の15カ月予算として委託料を500万円、工事請負費を1億9,500万円の合計2億円の増額補正を計上しております。

これは、市内全域の市道の側溝、舗装等の維持

修繕を行いまして、引き続き交通の安全確保と生活環境の向上を図るものでございます。なお、予算概要の7ページにも記載されておりますので、御参照ください。

続きまして、50ページをお開きください。

8款3項1目河川総務費ですが、補正額1,090万円で、補正後の合計が1億1,747万4,000円となっております。

これは、右側の説明欄に記載のとおり、急傾斜地崩壊対策事業に伴う工事請負費1,090万円で、県より県単急傾斜地崩壊対策事業補助金につきて、追加の内示を受けたものでございます。工事箇所としましては、川内の冷水地区の工事にかかる経費でございます。

なお、予算概要の7ページにも記載されておりますので、御参照ください。

続きまして、51ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費ですが、補正額20万4,000円で、補正後の合計が8,282万5,000円となっております。これは、市が管理しております上甕の江石港の灯台の航路標識灯、これが壊れまして、緊急に修繕する必要が生じ、港湾総務費の修繕料の予算不足分につきて、右側の説明欄に記載してございます。

港湾排水機場管理費の一般賃金、それと光熱費から流用をさせていただきました。その流用した額を充当するものでございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。

予算に関する説明書、21ページをお開きください。16款2項6目土木費補助金、2節の河川費補助金ですが、補正額545万円で、補正後の合計が8,505万円となっております。これは、右側説明欄に記載してあります。先ほど、歳出で説明いたしました県から追加の内示を受けました急傾斜地崩壊対策事業補助金の545万円でございます。補助率は2分1でございます。

続きまして、繰越明許費補正について説明いたします。

予算に関する説明書7ページをお開きください。真ん中ほどに記載してございます、8款2項道路橋梁費道路維持補修事業2億円につきては、先ほど歳出で説明をいたしました道路維持費の15カ月予算でございます。

以上で、建設維持課に係る平成25年度一般会

計補正予算の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（小田原勇次郎）すみません。道路維持費について、1点だけお尋ねをいたします。

維持のいわゆる昨年度からの要望積み残し件数と本年度の要望件数、そして、本年度予算で大体見込める処理件数を教えていただきたいと思うんですが、大体で結構です。

○建設維持課長（永田一郎）昨年度からの積み残し分ということでございます。

大体、要望件数につきましては1,000件数、年間通してあります。その700件、約7割につきまして、一応年度執行を予定しております。大体7割程度は執行できるかなという形でございます。

それで、平成25年度に予算につきまして、今、道路維持費の執行状況でございます。11月末現在で450件、執行率で約80%、約2億8,000万円の執行をしてございます。

あと、伐採の分と合せて、いろいろ要望がございます。その要望件数についてでございます。11月末現在で、平成25年度の要望件数につきましては737件ございます。そのうち処理済みをしたのが567件、約77%の処理をしてございます。

以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を

行います。

当局から報告ありませんか。

○建設維持課長（永田一郎）1点、報告させていただきます。

一般質問にて、持原委員より中郷地区の内水排除対策について質問がございました。その分につきまして、内水対策中長期ビジョンと、業務委託を発注してまして、今回、業務委託の中で一応の成果が出たところでございます。

中期ビジョン、地区につきましては、10年間として概算事業費、これが約30億円。その後に長期ビジョンといたしまして21年間を考えてまして、概算事業費が約62億円でございます。合わせて92億円でございます。

今回、委員の皆様へ説明するための資料作成が間に合いませんでしたので、申しわけございませんが、後日、日を改めてですね、例えば勉強会という形で、御説明をさせていただければと考えております。

今、考えているのが、1月中には説明をしたと考えております。日程につきましては、調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（福田俊一郎）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

委員外議員は。

○議員（森満 晃）すみません、1点お尋ねします。

道路診断という観点で、ちょっとわからないんですが、来年、消防の新庁舎が完成すると思うんですが、そうしますと京セラ方面へ行く消防車、あるいは救急車といった緊急車両も多くなると思うんですが、その途中から川内アリーナに向かう、ちょうどT字がありますけども、あそこ右折車線がないんですね。ですので、今後、頻繁にあちらに、そういった形で出動が多くなると、あそこやっぱりそういう右折車線が必要になってくるんじゃないかなという気がするんです。あそこが県道なのか、市道なのか、ちょっと私、確認をしてないんですけども、何かそういう診断をされていらっしゃるんでしょうか。

○建設部長（泊 正人）この間も同じような御

意見がございまして、やすらぎ園を過ぎて、現在の消防庁舎、頂上から運動公園に曲がるところのT字路が、右折車線がないもんですから詰まるという話だと思いますけれども。前回、どこでお答えしたか、私も定かではないんですけども、同じような御意見があって、用地が民地だろうと思いますし、その辺、道路診断では出てはおりませんでした。信号機はつけてくださいというのがあったんですけども。今後、その辺についてもですね、用地の権利とか、そういうのを調べて、御指摘のとおり右折車線をとれば、また、交通安全上も向上しますので、その辺については検討させていただきたいと思います。

○委員長（福田俊一郎）よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑は尽きたと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △都市計画課の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、都市計画課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）議案はありませんので、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○都市計画課長（山下 裕）所管事務調査につきまして、2件報告させていただきます。

まず、川内駅周辺地区土地区画整理事業の換地処分のスケジュールでございます。

これまで、今年度の11月ごろには換地処分の公告を予定しておりまして、その翌日から新町名平佐一丁目の効力を発揮するという旨の説明をしております。

9月の本議会におきましても横馬場田崎線の進捗状況について、答弁がありましたように、横馬場田崎線のJR委託部分の工事に不測の期間を要したということで、出来形確認測量が遅延しております。これによりまして、換地処分の公告が平成26年1月末になる見込みでございます。

また、換地処分通知書を全地権者へ送付する必

要がございますけれども、所在地の不明等があった場合には公示送達という手続をとる必要がございます。さらに1カ月程度工程が延びることになります。

なお、ことし11月に開催しました区画整理審議会におきましても、この工事のおくれ等により換地処分の公告が延伸すること、また、換地処分までの公告の流れについて説明し、御理解いただいております。また、区画整理区域内の関係者に対しては個別に説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

続きまして、2件目でございますが、都市計画区域変更の進捗状況でございます。

都市計画区域の変更につきましては、三つの都市計画区域、川内・樋脇・入来を一つに統合すること、また、開発の進んできている地域、また開発が想定される地域である斧淵地区、永利・塔之原地区、日之丸周辺地区を新たに指定するというものでございますけれども、都市計画区域の見直しを進める上で、上位計画となる都市計画区域マスタープランについても見直す必要がございます。

これは、県が策定するものでございますけれども、都市計画法第6条の2に基づきまして、市町村の範囲を越えた広域的な観点から整備、開発及び保全の方針を定めるというものでございまして、都市計画区域の見直しと並行して現在、進めているところでございます。

現在、鹿児島県を中心にしまして、関係行政機関との調整を進めているところでございます。

先月、11月25日には住民説明会を開催しましたけれども、特に意見等はございませんでしたので、今後、市の都市計画審議会、それから県の都市計画審議会、また、国交省との協議等を進めてまいります。

これまでの委員会で御説明しておりますとおり、平成26年9月ごろには都市計画区域指定の公告、及び都市計画区域マスタープランの告示を目標に進めておりまして、公告がなされた時点で、新たな薩摩川内都市計画区域となります。

所管事務報告につきましては、以上でございます。

○委員長（福田俊一郎）当局の説明がありまし

たが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（小田原勇次郎）** 1点だけ所管事務でちょっと調査をさせてください。

1点、屋外広告物の、今のいわゆる行政指導の状況をどのような形で行っておられるか。

去年は9月の広報紙にも屋外広告物の広報が出ておったようでしたけれど、そこらあたりの行政指導のあり方、そして、それをきちんと、いわゆる業者さんたちが守って、いろいろと、そういう指導に従ってくださっておる状況なのか、そこらあたりを教えていただけませんか。

**○景観グループ長（高山和人）** 委員の質問にお答えいたします。

まず、大体、職員あるいは嘱託等、月2回程度、市内のパトロールを行っているところでございます。今年度もあったんですが、各業界の団体さんの総会等のほうに、例えばチラシ、こういうふうにしてくださいという案内を総会等で周知していただくような形でお願いをしているところであります。

先ほどもおっしゃいましたように、広報につきましては、過去2年間、広報紙のほうで周知をしたところでございます。

また、12月の来週なんですが、警察、NTT、九電、それと国道事務所と市役所が5者一体となりまして、一斉除却ということで、一斉にパトロールをして、違反広告物の除却等を行うことにしています。

あと、市民の皆さん方からもいろんな情報をいただきますので、その都度、現地におもむきまして指導、それなりに協力の依頼等をしてるところでございます。

以上です。

**○委員（小田原勇次郎）** 概要は理解をいたしました。

特に、意見、要望というわけではないんですが、特にやっぱりこういう北風とか、風が強くなるシーズンになると、要するに、いわゆるのぼり旗ですね。桃太郎旗でしょうか、敷地内に立っているんだけど、それが道路側とか、歩道側になびいてきて歩行者の、いわゆる安全を阻害してしまうような事態等もお耳にするところであります。

なかなか、これは業者間で売上の競争になってしまうと、目立った者が勝ちというような業界の部分もあるんでしょうけれども、そこらあたりも踏まえて、十分、今のパトロールの中でですね、指導していただければというふうに思うところでございます。

私は以上です。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見でございます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

以上で、都市計画課を終わります。

御苦労さまでした。

---

△天辰地区画整理推進室の審査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、天辰区画整理推進室の審査に入ります。

---

△議案第173号 平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地地区画整理事業特別会計補正予算

**○委員長（福田俊一郎）** それでは、議案第173号平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○天辰区画整理推進室長（川畑 稔）** それでは、議案第173号平成25年度薩摩川内市天辰第一地区土地地区画整理事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

提案理由等は、さきの本会議で説明いたしましたので、省略させていただきます。

補正予算の内容について、歳出の方から御説明させていただきます。

予算書の108ページをお開きください。1款1項1目土地地区画整理事業費については、1,300万円の減額補正をお願いしております。

説明欄をごらんください。今回の減額補正は、国の内示額に伴う補正であり、工事請負費

300万円と補償金1,000万円を減額するものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

前に戻っていただきまして、104ページをお開きください。3款1項1目国庫支出金715万円は、国の内示額に伴い、減額するものであります。

次に105ページをお開きください。4款1項1目県補助金73万6,000円は、国の内示額に伴い減額するものであります。

次に106ページをお開きください。5款1項1目一般会計繰入金21万4,000円は、歳出の補正に伴う財源調整のための減額であります。

次に、107ページをお開きください。8款1項1目土地区画整理事業債490万円は、補助の内示額に伴い合併特例事業債を減額するものであります。

次に、101ページをお開きください。第2表地方債補正については、起債対象額の減額に伴い限度額の変更を行うものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第169号 平成25年度薩摩川内

市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました、議案第169号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○天辰区画整理推進室長（川畑 稔）議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、天辰区画整理推進室に係る一般会計補正予算の歳出について、御説明申し上げます。

予算に関する説明書の52ページをお開きください。8款5項3目土地区画整理費であります。備考欄をごらんください。

土地区画整理総務費1,977万2,000円のうち、天辰第一地区土地区画整理事業特別会計の補正に伴い、繰出金21万4,000円を減額するものであります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止いたします。

---

△所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○天辰区画整理推進室長（川畑 稔）それでは、所管事務でございますが、天辰第一地区の現在の進捗状況について、御説明申し上げます。

まず、平成24年度繰越事業の現在の進捗率でございますが、96%であります。

平成24年度の工事請負費については、変更等を含め、年度内完成に向け事業展開を行っているところであります。また、平成25年度事業につきましては、現在、立山川周辺の工事を発注しており、地区内で14業者が工事を行っております。

現在の進捗率は50%であります。残りの工事につきましては、地域住民からの苦情等のないよう工程計画を立て、年度内に工事発注を行う予定であります。また、建物移転補償等につきましても、工事完成後の契約を行うことから、現在、年内契約に向け所有者と協議を進めているところでございます。

現在のところ順調に進んでいるところであります。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

以上で、天辰区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

---

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（福田俊一郎）次に、入来区画整理推進室の審査に入ります。

---

△議案第174号 平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）それでは、議案第174号平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）議案第174号平成25年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算の内容について、歳出のほうから御説明いたしますので、120ページをお願いいたします。1款1項1目土地区画整理事業費において、96万5,000円を減額するものであります。国庫補助金の内示減に伴い、工事請負費補償金の減額調整を行うものであります。

次に、歳入の説明をいたしますので、前に戻り

まして117ページをお願いいたします。3款1項1目国庫補助金は内示減によるものでございます。4款1項1目一般会計繰入金は、国庫補助金の内示減により、本年度必要な財源を計上したものであります。

次に、119ページでございます。7款1項1目土地区画整理事業債、国庫補助金の内示減に伴うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第169号 平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（福田俊一郎）次に、審査を一時中止してありました議案第169号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）議案第169号平成25年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、入来区画整理推進室に係る一般会計補正予算の歳出について御説明いたします。

52ページをお願いいたします。8款5項3目土地区画整理費におきまして、入来区画整理推進室分として1,977万2,000円の増額をお願いしております。

これにつきましては、繰出金であり特別会計で

も説明いたしました。国庫補助内示減に伴い、本年度必要な財源を計上したものであります。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。ここで、議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

**○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）** 1点だけ報告、御説明をいたします。

先日、お配りされました広報薩摩川内12月号でございますが、この中の13ページのところにですね、入来区画整理の事業進捗、各事業特別会計の進捗率が書いてありまして、この中で事業進捗が18.2%というふうに記載をしてございます。

12月号で12%って「何ちゅうことか」ということがありますんで、これについて若干の説明をしておきます。

これにつきましては、現在、大型物件の補償移転を協議中でございますので、それに非常に多額の費用を捻出する必要があります。

これに伴いまして、工事請負費のほうにつきましては、もう100%発注しておるわけですが、その補償移転分についての分の進捗がいないということでございますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

**○委員長（福田俊一郎）** これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** ちょっと2点ほど、電話でもすればいいんでしょうけど。ちょっと大事なことが、室長もいるので。実は今、区画のほうでで

すね、温泉センターの整備が進んで、きのう水道局並びに建築住宅課、来ていただいて、これまでの総まとめをいろいろ報告を受けて、地域も、それで了解したんですが。市川グループ長も来てたので。その中でですね、結果的には温泉センターはできたはいいが、進入路がですね、いわば下からぐっと入っていかないと、なかなか入れないと。外回り線という街路なんで、それから、今、工事が柴垣湯を壊さない限りですね、いわば入れないことから、市川グループ長のほうへ、地域からこんな意見が出たんですね。せっかく館はできているのに、入り口がないと。今、仮の道路をつくるとするならば、今の状態では十分皆さんが街路から入れない部分があるので、やっぱりそこは十分、建設完成に向けて、仮の仮設道路であっても十分な配慮をしてもらわないと、外から入れないよと。下からずっと、本通りからずっと下から上がってこなきゃいかんというふうになるので、やっぱりそこあたりを対応をお願いしたいというのが1点でした。まず、それに考えがあったら教えてください。

それともう1点。今、地域の話題として、今のあそこに仮駐車場を置いてますね。仮駐車場をつくってあるんですが、あその状態を見られたことがありますか。

あれを、私けさほどですね、雨が降っていたので、あえて見に行ったんですけど。まあ、歳なもんとかですね、歩道の砂利、細かか粒の砂利があるもんだから、人がすべいとけるというのがあってですね。もう下の方に2、3台車をとめる敷地もあって、それが行ったり来たりするから余計なんでしょうけども。あれは危ないですね、高齢者がおりていってもう、けがをしたときは市が責任をとるんだろうか。だからですね、私も、けさ、実際に見てきたんだけど、本当に危ないです。一度行ってみてください。もう砂利で、つりつりしてですね、あれは、歳なもんがはんとけたら、けがします。

あれは、何とかですね、もう下の駐車場は必要なのかどうかわからんけど、加工のためにしやつたんでしょうけど、車がやっぱり上りおりするもんだから、余計道路が傷むんだと思うんですね。だから、あれは何とか手を打たないと。そのうち、びんたを打ったりして、けがをする。その2点

ほどちょっと見解をお願いします。

**○入来区画整理推進室長（堀ノ内美年）** それでは、まず後段の方から、そちらについてはおっしゃるとおりでございます、御指導方ありがとうございます。早速、善処していくこととしますが、いろんな地域の声を聞きながら、我々はやっていけないといけないと思っておりますので、これに限らず、ほかのことも含めて、積極的に動いていこうとする考えであります。

それと、1点目のほうでございますけれど、実際、説明会でありましたように、新公衆浴場ができた際にできる主なアクセス道路はございません。じゃあいつできるかといいますと、2年、3年後ということになってくるわけですが、それまでは暫定的な道路を使わざるを得ないわけですが、しかしながら、これは公衆浴場の建設時期と区画整理の事業の進捗、あるいは、その建物移転に関する権利者の関係等もございますので、そこがマッチングしなかったといえ、マッチングしなかったのが原因でありますけれど、できるだけ新公衆浴場も早くつくらねばならないということの地域おこしの観点からもいっても、これを後におくらすわけにもいけなかったという事情から、そういうギャップが出てきているのが実情であります。

しかしながら、区画整理事業につきましても、本年度の状況を見た限り、国の補助内示としては減額になっておるわけです。その分をやはり財政当局を含め貴重な判断の中で、それをまた復元していただいておりますので、そこにかけるやはり市の熱意というものは十分にあるかと思えます。

あとは我々が、いかに知恵を出して、そういう利便性がちょっとでも高まるよう、あるいは早くそのアクセス道ができるよう地権者と協力をしてまいって、進捗を高めていかなければならないと思っております。

以上です。

**○委員（上野一誠）** 駐車場からの件はね、対応はそう難しくないと思うんだけど。問題は、いわばアクセス道路をどう入れるかということは、今おっしゃったようにですね、オープンに向けて、区画のほうでも、どうすることが一番可能な形でできるかということも、ぜひひとつ努力をしていただいて、せっかくいらっしゃる方にとって有効に使えるような、入れるような取り組みを、ひ

とつ要望をしておきたいと、また、お願いしておきたいと。今の答弁で十分なんですけども、ぜひそのようにお願いしときます。

**○建設部長（泊 正人）** 今、室長から出た意見はですね、実施計画の市長との意見のときにも強く要望が出て、市長にも伝わっております。

**○委員長（福田俊一郎）** ほかにございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。  
以上で、入来区画整理推進室を終わります。  
御苦労さまでした。

---

#### △建築住宅課の審査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、建築住宅課の審査に入ります。

---

#### △議案第155号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

**○委員長（福田俊一郎）** それでは、議案第155号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○建設住宅課長（今井裕介）** それでは、議案第155号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

委員会資料の2ページをお開きください。新旧対照表でございます。

今回、市営住宅条例を改正する理由は、通称DV防止法と呼ばれております、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正が、本年7月3日に公布され、来年1月3日から施行されることに伴い、薩摩川内市営住宅条例も、それに合うように改正する必要があったものでございます。

今までのDV防止法では、その対象者を配偶者——これには事実婚の相手方も含まれますので、内縁関係者も含まれます——からの暴力に対する被害者としておりましたが、今回、それが婚姻関係はないが、生活の本拠地をともにする交際相手、俗に言う同棲の相手方からの暴力による被害者に

まで拡大されたことに伴い、市営住宅条例第6条入居者資格等の2項の8の部分の改正する必要があることが、主な理由でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第156号 財産の取得について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第156号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○建設住宅課長（今井裕介）議案第156号財産の取得について、御説明申し上げます。

資料は、議案その1、156ページからになります。今回、取得しようとする財産は独立行政法人、高齢・障害・求職者雇用支援機構から購入する雇用促進住宅川内宿舎の敷地、勝目町字外園原5391番2の土地でございます。

土地の面積は5,461.98平米、取得価格が2,357万9,464円でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（福田俊一郎）これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）質疑はないと認めます。

これより、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福田俊一郎）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第157号 薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（福田俊一郎）次に、議案第157号薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

○建設住宅課長（今井裕介）議案第157号薩摩川内市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料は、議案その1、157-1ページからと議会資料2ページになります。

内容は、老朽化の著しい上甕支所管内の中甕住宅、通称NTT住宅です。鉄筋コンクリート造2階建て、1棟4戸の用途廃止と、新たに購入します雇用促進住宅を勝目一般住宅と立山一般住宅として、薩摩川内市一般住宅条例に追加し、来年1月1日からの供用開始をしようとするものでございます。

勝目一般住宅は、昭和54年度建築、鉄筋コンクリート造5階建ての2棟の建物で、両棟とも53.9平米の3DKタイプでございます。

戸数は、1号棟が39戸、2号棟が40戸の計79戸でございます。

立山一般住宅は、昭和54年度建築の鉄筋コンクリート造5階建ての2棟の建物でございます。

こちらは、1号棟が39.8平米の2DKタイ

ブ、これが39戸、2号棟は53.9平米の3DKタイプが40戸の計79戸の住宅でございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（上野一誠）** 勝目と立山ですかね、この一般住宅化するということについては、より利用しやすい、そういう条件を整えるということになると思うんです。その意味では、非常にいい取り扱いをしていただいたと思います。

そこで、立石住宅がありまして、立山との関係で、高齢者住宅がそこにあるから、やっぱりこれを生かすということで説明を、これまで受けてきましたけど。あそこの方にも説明会もされたと思うんですが。一応、高齢者が多いので、実際に整備がされ、来年の4月1日から入居開始があるものとして、あの人たちは、おおむね移転について、ここに入ることについては、賛成をしていただいているんじゃないかな。

**○建設住宅課長（今井裕介）** 説明会をいたしたところでございます。

実は入来につきましては、立石住宅のほかに小路住宅、中須住宅、池頭住宅という古い住宅もございましたので、そちらの方につきましてもですね、あわせて御案内いたしました。

今回、さきに御案内いたしましたのは、特に最後は、入居する部屋が抽せんになりますので、特に高齢の方が多いということで、1階、2階部分に入りやすいようにということで、一般の抽せんの前に御案内したところでございます。

状況といたしましては、大多数の方が、移転したいという御希望を出していらっしゃるような状況でございます。

ただ、市営住宅でございますので、家賃の滞納とかあった方につきましては、これからまた、そのあたりの解消方法を相談したりしていくことになりますけれども、基本的には移りたいという方が多かったというふうに記憶しております。

以上です。

**○委員（上野一誠）** そうしていただかないと、特に立石住宅はですね、もう老朽化が進んで、も

うぼつんぼつん入っては、安全対策もよくないしですね。家そのものがもう入居を許可する、そのことが問題になるので、ぜひひとつ、そういう努力をお願いしたいと思います。

意見、要望として、勝目それから立山は、こういう形になりますので、3階、4階部分は、5階部分は入居の状況を見て整備を図るというのが基本ですが。できるだけですね、この住宅が、やはり人口、あるいは定住という意味からも有効に生かされ、また、活用されていくようにですね、ぜひひとつ、当局としてもそういう努力をですね、お願いしておきたいと思います。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見、要望でございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ないと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第158号 薩摩川内市営住宅等の指定管理者の指定について

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、議案第158号 薩摩川内市営住宅等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○建設住宅課長（今井裕介）** 議案第158号 薩摩川内市営住宅等の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

資料は、議案その1、158-1ページからと議会資料3ページになります。

内容は、来年４月１日から平成３１年３月末までの今後５年間、本市の市営住宅特定公共優良賃貸住宅一般住宅のうち、本庁分を管理する薩摩川内市市営住宅指定管理者として、所在地、薩摩川内市樋脇町市比野２４３４番地９、平野商事株式会社を選定したものでございます。

今回の指定管理者募集につきましては、本年７月１６日から１カ月間の期間で公募いたしましたところ、市内２業者、市外２業者の計４業者の方からの応募がございました。

そのため９月２５日に川内文化ホールにおきまして、指定管理者選考委員会を開催したところでございます。

選考委員は、庁内４名、庁外４名の計８名で、各事業者の説明を聞き、委員が質疑を行った後、採点する形式で実施したところでございます。

その結果、平野商事株式会社が指定管理者として選定されたものでございます。

選考委員会での各応募者の採点結果は、議会資料の６ページになります。６ページを御参照ください。

平野商事株式会社は、本庁管理分の市営住宅に指定管理者制度を導入した平成１９年度から過去２回、延べ７年間にわたり継続して受注している業者でございます。

今回、選考された理由といたしましては。

１、長年管理をしているため、他の応募者より市営住宅の実情に精通している。

２、市内の事業者であるため、市外の応募者より、住宅の修繕対応や緊急時の対応に対して、入居者の方が安心感を持っていらっしゃるなどの点が大きく評価されたものではないかと分析しているところでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

△議案第１６９号 平成２５年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、審査を一時中止してありました議案第１６９号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○建設住宅課長（今井裕介）** 議案第１６９号平成２５年度薩摩川内市一般会計補正予算について、歳出から御説明申し上げます。

予算に関する説明書の４８ページをお開きください。２目建築指導費は１３万６，０００円の増額で、その内訳は、県から委託を受けて実施する住生活総合調査の調査員報酬を予算措置するものでございます。

続きまして、５３ページをお開きください。１目住宅管理費は８２２万６，０００円の減額でございます。その内訳は、雇用促進住宅の購入費と借上型地域振興住宅の賃借料の減額が主なものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

１７ページをお開きください。６目土木使用料は１，３００万円の増額でございます。これは、当初、住宅使用料の減免に対応するために保留しておりました額と、今までの減免申請の実績１６件、１０４万５，０００円を勘案し、今後、不要になると思われる額１，３００万円を増額補正するものでございます。

続きまして、１９ページをお開きください。６目土木費補助金、４節住宅費補助金は７万７，０００円の減額であります。これは、当初２件予定しておりました住宅廃止に伴う移転が１件となったことに伴う減額でございます。

22ページをお開きください。6目土木費委託金は13万6,000円の増額でございます。これは、県から委託して実施する住生活総合調査委託金13万6,000円を予算措置するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。債務負担行為の補正で、建築住宅課分は下の表に変更になります。雇用促進住宅購入整備事業につきましては、その支払いを、当初10年間の年賦で予定しておりましたが、購入交渉の結果、支払期間が8年間に、購入価格も確定したことから、期間、限度額を変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

ここで議案第169号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

**○建設住宅課長（今井裕介）** まず、議案156号、議案第157号で御審査いただきました勝目一般住宅、立山一般住宅の今後のスケジュールについて、御説明申し上げます。

委員会資料の5ページをお開きください。両宿舍とも長年、空き家の状態だったために、内部の傷みが非常にひどい状態でした。そのため所有者の支援機構側の責任で、空き家については住める状態まで復旧する工事を11月に公募されましたが、これに応札がなく、現在、再公募中でございます。

きのうお聞きしましたところでは、こちらのほうにつきましては、業者の応募があったということで、これから年度内に実施するという報告を受

けております。

市といたしましては、これとは別に機構側の復旧工事の対象となりません老朽化している浴室や便所の器具交換を主な目的とした内部改修工事を各住宅の低層階部分を中心に、1月から発注する予定でございます。

これらの工事が年度末に完成いたしましたら、現在入居されている方で、部屋の移動を希望される方の移転が始まるところでございます。

新年度になりましたら、1月に着工できなかった上層階の内部改修工事に着手いたします。当初は、上層階の改修工事につきましては、来年度以降というふうに、再来年度ぐらいを予定しておりましたが、機構側で内部の復旧工事を大分行っていただくことから、市の方といたしましては、もう3階から5階までの内部改修については、来年度の当初予算で発注できる見込みとなっております。

こちらのほうにつきましては、6月末の完成を目指しているところでございます。そのため、今の予定では広報薩摩川内の5月25日号におきまして、入居者募集の案内を掲載できないかと考えているところでございます。そうなりますと、6月末に入居者決定が行われまして、早ければ7月から入居者が入ってくるということを予定しております。

ただ、一つ懸念がございまして、現在、民間の建築工事の市場が非常に活発でございます。公共工事の入札におきましても不調が出るケースもふえておりますので、日程がちょっと苦しくなる可能性もあるかもしれませんが、できる限り早く、早期入居ができるように努力する次第でございます。

なお、両住宅の住宅使用料につきましては、先ほどもありましたが、勝目住宅については2万1,000円。立石住宅の2DKにつきましては1万4,000円。3DKタイプにつきましては1万9,000円を予定しているところでございます。

続きまして、既存住宅改修環境整備事業の募集が、ほぼ完了しましたので、その実績を報告いたします。

委員会資料の7ページをお開きください。今回は、5月と10月の2回に分けて、受け付けをい

たし、抽せん会を実施したところでございます。

応募総数は、1回目が261件、2回目が217件の計478件でございました。

交付決定につきましては、1回目が259件、2回目が140件、計399件の方に交付決定したところでございます。

交付決定額の総額は、11月末現在で6,607万3,000円となっているところでございます。

この交付に伴って、実際支出されます工事費の集計は4億4,952万7,000円となっているところでございます。

経済波及効果につきましては、今回も直接効果が6.8倍、それから、間接効果まで合わせますと、最終的に11.56倍になると予想されますので、総額で7億6,380万円程度の経済効果があったものと推計するところでございます。

施工業者の面から分析いたしますと、市の工事入札に直接参加される業者であります区分1といわれる大手の業者さんが件数で117件、29.5%を受注されております。金額ベースでは33.95%でございます。

市の備品購入や単独修繕などの業者であります区分2、中規模業者という形になりますが、こちらの方の件数は120件、30%、金額ベースでは27.32%ということになっております。

小規模な個人営業の業者であります区分3、こちらのほうの受注は件数で163件、40.75%、金額ベースで38.73%となっておりところでございます。

申請者を年齢別に見ますと、60代、70代、50代という順番になっております。60代以上が69.7%と、昨年とほとんど変わっておりません。高齢者の方の利用が主流になっているという傾向がございます。そのため経済対策としての効果のほかに、台所、浴室、便所など水回りが改修されることにより高齢者対策としての効果も非常に大きいものではないかなというふうに分析してるところでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（福田俊一郎）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（上野一誠）これは部長に。今の件の質

問じゃないが、一応関連しますけど、部長にですね、ちょっとお尋ねというか、考え方を聞きたいんですが。さきに行われた水道局でも一応、質問したことは、今ちょっと課長の中でもあったようにですね、要するに建設部、建設政策課から建設維持課、いろいろと区画整理推進室を含めて、最後、用地課が残っていますけど。その中でですね、平成25年度も12月を迎えて、いよいよもう3月という形になると、当初に事業費を上げて、業者の皆さんがなかなか応札しづらい、あるいはいろんなくくりがあって、現場代理人、いわば複数課じゃないので、やっぱりいろんな意味で……。これは入札制度を、ここで議論しようとは思わんのですが、入札を公募しても、それに入ってこない。いろんな形で市の事業が、やはり滞っていくんじゃないか、そういう懸念を我々はしているわけですよ。

実際、計画をしてあっても、それを着手できない。そういう状況が、今、話題になっているので、そうしたときに果たして年度内に抱えている、発注しなきゃいけない事業が、建設部としてどのようになっているのか、そのことを1点お尋ねしたいことと。

やはり入札制度を、あるいは発注計画という、一つも二つも事項があるとするならば、やっぱり市全体を上げてですね、その発注計画を、また見直していかないと。せっかく予算はつくったはいが、ただ単に「できんとやれば繰り越しを」と、そういう行き方では好ましくない部分だと思うんですが。その現状がどうなのかを、まず教えてもらえませんか。

○建設部長（泊 正人）現在、全体的に、そういう入札をしても応札がなかったり、不調になったりというのがございますけれども、本市の土木、建設に限っては、ほぼ入札に応じていただいております。

4月以降ですね、毎月、各課で発注状況を月末に出すようにしております。さすがに4月、5月は上がってこなかったんですけども、6月、7月というふうに順調に上がってきておまして、特に建設整備課、建設維持課あたりは月の4月から何カ月で、平均ですればというよりも平均より上回る発注率で上がってきております。

ただ、建築についてですね、教育委員会からの

委託と各課からの委託もあって、随時発注はしてるんですけども、ここにきまして、まず、応札がない最大の原因は、技能者、要は型枠大工さんとか、そういう方々がですね、いないので、仕事をとっても工事現場に入れないということで、手を引かれるというのがございます。

確かに、用地買収が終わってなくて発注ができないというものもございますけれども、前年度に用地買収が終わった道路改良などは随時発注をしております、建設部に限ってはですね、先ほどの堀ノ内室長が言いました補償の契約が終わらないので、この執行率が下がってる、上がってこないという部分もありますけれども、実際のそういうハードの部分については、おおむね順調な発注ができています。

ただ、特に今後3月までの間でも繰り越しがきかないもの、昨年の繰り越しのものとか、現年交付金とか、あるいは特定離島とか、繰り越しできないものを先に発注するように建設部内で調整をしながらやっておりますので、職員の事務のおくれから、発注がおくれてたまってきたということは、今のところはないというふうに考えております。

今後も、そういうふうですね、努めていきたいと思っています。

**○委員（上野一誠）**我々議会も、当初予算を議論するときは、当然、年度計画ですからね、一つの見積もりですから、それが十分執行されるものとして議会は議決をするわけです。

したがって、行政側にとっては、それが、いわば業者の方々が十分対応していただけるものとしてですね、発注をかけていかれる。それが現実的に合併以来、普通建設事業の大きな削減、160億円から、頭からいけば60億円となったんですね。いろんなそういう中で、業者もですね、やっぱり人を削らざるを得ない、そして、いろんな経営方針を変えていかなきゃいけない。そういう現実があって、再々入札制度の見直しもされたり、いろんなことがここ10年間近くの中でやってきたと思いますね。

ですから、水道局も結構積み残しがあって、何とかそれは、一つの責任の中でやり遂げますというのは局長も話はするんですけども。今後、課長のところでも、ちょっと建設の関係もとりたいけれ

ども、いわば人手がない、いろんなそういうのを聞いているものですから、やっぱりそこらあたりも、以前からすると、ここに至ってきて景気が、ばんばん仮に復活をしてくればですね、肝心なときに人がいない、いろんな現場代理人の対応等も含めて、いろいろ取りたくても取れないと、いろんなそういうものが建設業、あるやに思います。

したがって、水道局長は、やっぱりそういう入札制度を、発注計画も含めてこの庁舎内で問題を把握しながら、その中でも十分議論が必要というような意見は、答弁をしたんですけども、今、泊部長の中では、自分が所管する部分については、おおむね、それが執行できるんじゃないかということであればですね、問題もないのかなと。おっしゃるように今、言われるように応札がない、入札に参加できないということが、今後、事業のいわば進捗に影響があるとするならばですね、やっぱりこのことは、また、そういう業界の動向も見ながら、市の体制も、あり方もやっぱり検討する必要があるんじゃないかと、そういう思いからちょっと確認をさせていただきました。

**○建設部長（泊 正人）**おっしゃるとおりですね。今の知識副市長とも相談をしながら、建設業協会、二つ団体がありますが、そちらにも情報収集をもらって、どういう状況ですかと、いつ出すのが一番、受注が応札が多いのかとかですね。そういうのも、当然、一線を引きながら、情報交換はしております。

それと、平成25年度は3月に大型補正があって、前半もよかったんですが、ただ、現在、業界の方々が言われるのは、今は非常に、腹いっぱいなんだけど、また、5月、6月は心配だというようなことも言われておりますので、平成26年度もできる分は早期発注に努めたいと思っております。

**○委員長（福田俊一郎）**ほかにございませんか。

**○委員（持原秀行）**1点だけ、既存住宅の改修環境整備事業、ここで大体400件程度出たということなんです、実際、第1回は非常に多くて、全部受けられたようなふうに聞いてます。

第2回の決定されて、大体400件程度なんです、2回で漏れた方とか、そういう状況把握はどんなふうになってますかね。

**○建設住宅課長（今井裕介）**おっしゃるとおり、

1 回目のときには、1 回抽せんをいたしました。  
そして、落選された方を 10 日間おくらせて、交付決定を打って、そして、2 回目は補正をいただいて実施したという経緯でございます。

実のところ、これが年度内の予算でございますので、2 回目に落ちられた方を救おうとするとすね、時間的な分がございます、年度の中で。

ですから、私どもといたしましては、2 回目を落ちられた方につきましては、すみませんが、また、来年度頑張りますと、予算確保に努めますということで説明をして、理解していただいているところでございます。

当選されなかった方の数は、福島専門主幹が答えます。

**○主幹（福島和朗）** すみません。残念ながらです、交付決定ができなかった方、落選された方が 64 名おられました。これにつきましては、先ほど課長がです、言われたとおりでございます。

**○委員（持原秀行）** 第 1 回は、みんなもれなく救いの手を差し伸べてやられたわけですので、やはりもう待ちきれなくて、この 64 名の方も自腹です、やっぱり補助を受けないでやられた方もいると思います。

実際、いろんな小規模の事業者さんたちに聞けばです、非常にありがたい制度であると。これでしょっちゅう仕事も回ってきているという状況も聞くんです。

先ほど、課長が説明されたとおりです、波及効果として、これ 1.1 倍強のですね、こういう効果があるということは、市内で回るお金の経済的なというのは、すごいことだと思うんですよ。

そういう意味からも、やはり新年度が始まってすぐは、どうも仕事がないとかという、そういう状況を埋める意味でもです、できるだけ早い時期に予算要求もされまして、しっかりと予算確保に向けて、やっぱりこちらのほうも、議会としても努力したいと思いますが、ぜひ積極的に、この事業展開していただきまして、あとには 8% の消費税が上がるとか、いろいろありますけれども、そういうことも踏まえてです、しっかりと、また、取り組んでいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑ないと認めます。

以上で、建築住宅課を終わります。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

△用地課の審査

**○委員長（福田俊一郎）** 次に、用地課の審査に入ります。

△議案第 169 号 平成 25 年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（福田俊一郎）** それでは、審査を一時中止してありました議案第 169 号一般会計補正予算を議題といたします。

当局の補足説明を求めます。

**○用地課長（植村 豊）** それでは、議案第 169 号平成 25 年度薩摩川内市一般会計補正予算について、予算書の 29 ページをお開きください。2 款総務費 13 目地籍調査費の補正額 21 万 3,000 円ですが、職員手当の被扶養者の変更に伴う増額補正であります。

以上で、説明を終わります。

よろしく御審査方、お願いします。

**○委員長（福田俊一郎）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

委員外議員の質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第 169 号平成 25 年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 討論はないと認めます。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △所管事務調査

○委員長（福田俊一郎）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告はありませんか。

○用地課長（植村 豊）皆様方に、お手元にある委員会資料の9ページ、10ページをごらんください。

今回、地籍調査事業、現地調査が本年度で最後でございますので、これまでの流れなり、あるいは今後の予定を若干御説明していきたいと思えます。

まず、9ページのほうでございます。

現在、地籍調査の方は（1）入来町の副田の一部0.61平方キロメートルを、現地調査中でございますが、12月20日には現地の調査を終わり、調査に基づく整理を1月から3月にしていこうというふうに考えてます。

支所に問い合わせ、また、業者からの報告を見ますと、今のところ順調に進んでいると、若干早いぐらいのペースで進んでいるというふうに聞いております。

なお、（2）で、あのとおり筆数については785筆ということでございます。

次に、（3）平成26年度のものですが、入来町副田の一部、GH工程、地籍調査の現地調査に基づいて地籍図案をつくり、それから現地調査に来ていただいた方々に閲覧をしていただいて、法務局、県の認証に基づく書類提出の準備をするという工程がございますが、このGH工程を0.61平方キロメートルで出したいというふうに考えますが、時期的には県の補助事業との兼ね合いもございますので、平成26年度のごく後半になるかというふうに考えております。

また、数値化情報については、平成24年度の地籍調査地区入来の1.70を出していきたいというふうに考えてます。これが、平成26年度の地籍調査事業でございます。

また、4番目に、これまでの本土、支所の地籍調査の進捗状況ですが、この中で、特に里地域のところを見ていただくと、里地域は昭和36年から昭和54年にかけて、地域の中で先んじて調査を

始めております。

なお、本土で早い地域については、樋脇地域が昭和38年から昭和54年にかけて調査をしております。

先ほど説明した入来地域については、昭和62年から平成25年と書いてありますが、これはあくまでの現地調査の終了年度で、このあと2年ほどプラスということでございますので、平成25年度で現地調査はですね、全地域終わるというふうになってございます。

それと、10ページのほうを。ちょっと資料が小さい字で申しわけないんですが、地籍調査の成果を電算化してですね、一筆座標、図根点、多角点のですね、数値を情報化することによって業務に活用したり、あるいは市民の方が来られたときに、これを交付して土地の境界の復元等に役立てるための数値化情報といいますが、これについて、今後の予定をお話します。一番下に平成25年度は点線、平成26年度が二重線、平成27年度が黒線というふうに、非常に見にくいんですけども、一応、平成25年度、上から二つ目のところの入来地域、昭和62年から平成4年までの分と、一番下の表ですが、平成22年度、平成23年度の入来、それから祁答院につきましては、昭和62年から平成4年まで、あと祁答院の一番下の欄ですが、平成22年度から平成23年度の数値化を平成25年に出し、業者も決まって来年の3月12日までは、これは終わろうとしております。

残されたものとしては、平成24年度の分を入来、一番下の表ですが、入来、祁答院をですね、出したいと。平成25年度の分を平成27年度に出したいというふうに考えてございます。

これによって、数値化、現地の調査、これは全部終わるだろうというふうに考えてますが、ただ、現地調査の結果、法務局に最終的に届けをしないといけないんですが。法務局の関係、実は管内ではさつま町と、うちの薩摩川内市のほうがやっているわけですが、法務局が過去、宮之城のほうがなくなって、川内に一本化された関係でですね、今、交互に送り込むようにしてるというふうな事情がございまして。ことし、祁答院町の平成22年度を送り込み、来年度はさつま町を送り込み、後半で祁答院の平成23年度を送り込むとな

っていくと若干、現地調査の関係と最終の法務局への届けがずれ込んでいくという兼ね合いがございまして、法務局とも、この間、協議をしましたのが、平成24年度にはできるんじゃないかなろうかというふうには考えている次第です。

ただ、この中で表をごらんになるとですね、ないところがあると、気づかれた方もいらっしゃると思いますが。残念ながら樋脇町、それから里地域、あと上甕、鹿島については、今のところ数値化の予定が立っておりませんので、それ以外のところをやっていくというふうに考えてございます。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（福田俊一郎）** それではこれより質疑に入ります。

御質疑願います

**○委員（持原秀行）** この数値化のやり方ですね、当初、旧川内市のほうでも平板測量とかやっております、その平板測量後、大分たってますから、その後、個人においては、使用者においては分筆なり合筆なり、いろいろされているんですが、それで登記が法務局でされていると思うんですが、それについての数値化する、そのやり方というんですか、それをちょっと手順を教えてください。

**○用地課長（植村 豊）** 数値化についてはですね、原則的にうちが扱うのは地籍調査の当時のデータを基づいておりますので、地籍調査後に、個人の方で分合筆された分については反映されません。数値化が出てきて、地籍図とありますが、それを電算上、読み取って、電算のパソコン上で、リアルタイムに相手ができるわけです。市民の方と。

ただ、先ほど言われた、その分合筆が反映されないためにですね、相談に来られたときは「現状はどうなってますか」と、「もしかしたら分合筆してないですか」ということは確認して、もし、そういう事態があれば、法務局のほうに問い合わせくださいという現状でございます。

**○委員（持原秀行）** 前回、ことしになってから、樋脇のほうで図根点、これが見つけられないとかですね。そういう問題もあって、なかなか意見の相違、業者さんとの意見の相違とか、いろいろあって、おくれたというようなところをちょっと聞いているんですが。そういうところにはですね、やっぱり支所関係にしてもしっかりとですね、市

民の皆さん方も要望については、しっかりと受けとめてですね、やっぱり作業を進めていかないと、何もしてくれないというような、そういうのも出てきますので、そういうところも統一してですね、進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

**○用地課長（植村 豊）** 今、言われたとおり樋脇なりですね、あまり里地域のほうは、そういう確認業務が出てきてないからいいわけですが、非常に古い時代の地籍調査については、問題が多数あって、その都度、自分たちの持つてくる情報を提供しながらやっておりますので、今後もそういう形で、やっていかざるを得ないというふうに考えてます。

以上です。

**○委員（持原秀行）** やはりですね、まだ合併前だったんですが、当然、樋脇町はですね、先に済んで、あと旧川内市がやったわけですね。そして、要するに山の分水嶺みたいなところで相当綱引きがあったと。そういう状況もありますので、やっぱりその隣接の市境とかですね、そこらあたりについても、きちっとですね、やっぱり確認をしながらやっていかれないと、そごが出ないようにですね、やっぱり慎重にやっていただきたいと思います。

**○委員長（福田俊一郎）** 意見でございます。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑は尽きたと認めます。

委員外議員の質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福田俊一郎）** 質疑はないと認めます。

以上で、用地課を終わります。

当局は、部長はじめ大変御苦勞さまでした。お疲れさまでした。

ちょっと待ってください。部長から何かありますので。

部長に発言を許します。

**○建設部長（泊 正人）** 先ほど、建設維持課長が内水対策の説明をしたいということで、こういう概要版が上がってきて、これで、きょうやりたいような話をしたんですけども、これではもう時間がどひこあっても足らんもんですから、改め

てパワーポイントでつくって、どこがどういう工法ですというのを年明けに時間をとらせてください。

はい、1月に。ですから、パワーポイントをつくる時間をくださいということです。

**○委員長（福田俊一郎）** 了解です。よろしくお願いします。

お疲れさまでした。

それから、水道局のほうへ、先ほど、持原委員のほうから要望がございましたけれども、この給水の負担金についての、県内一覧表について、今、作成中ということで、きょうは間に合わなかったんで、また後日ということでした。

---

#### △委員会報告書の取扱い

**○委員長（福田俊一郎）** 以上で、日程の全てを終わりましたけれども、委員会報告書の取りまとめについては委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議なしと認めます。  
よって、そのように取り扱います。

ここで、閉会中の継続調査について、お諮りします。

---

#### △閉会中の継続調査及び委員派遣

**○委員長（福田俊一郎）** お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査を議長に申し出ることとし、また、閉会中に現地視察など、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を正委員に御一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんでしょうか。（資料は巻末に添付）

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（福田俊一郎）** 御異議なしと認めます。  
よって、そのように取り扱います。

以上で、建設水道委員会を閉会いたします。本日は御苦勞さまでした。

## 【巻末資料】

閉会中の継続調査について



閉会中の継続調査について

| 建設水道委員会 |                |
|---------|----------------|
| (調査事項)  |                |
| 1       | 道路整備について       |
| 2       | 公園整備について       |
| 3       | 河川・港湾整備について    |
| 4       | 住宅政策について       |
| 5       | 都市計画事業について     |
| 6       | 土地区画整理事業について   |
| 7       | 地籍調査事業について     |
| 8       | 上下水道事業について     |
| 9       | 温泉事業について       |
| 10      | 川内川改修等について     |
| 11      | 南九州西回り自動車道について |
| 12      | 甑島縦貫道について      |

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 福田 俊一郎